

令和6年度  
高槻市教育委員会事務  
「点検・評価」報告書

令和7年8月  
高槻市教育委員会



## も く じ

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見・・・・・・・・4頁

### <資料>

令和6年度 教育委員会事務「点検・評価」表・・・・・・・・20頁

結果及び評価の根拠となる実績等・・・・・・・・38頁

# 1 はじめに

## (1) 概要

この高槻市教育委員会事務「点検・評価」報告書は、本市教育委員会が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすため、教育諸事業全般の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果をまとめたものです。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)>  
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)  
第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。  
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

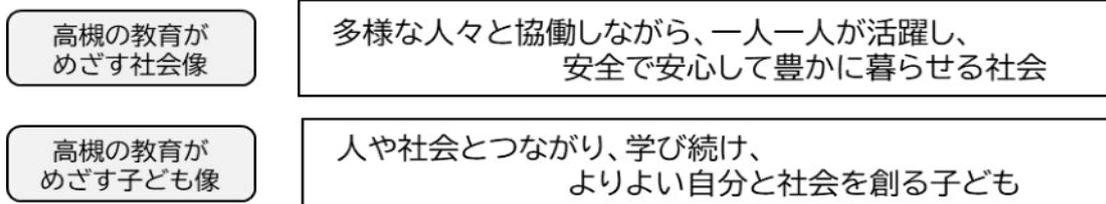
## (2) 第2期高槻市教育振興基本計画について

本市においては、平成27年に「教育振興基本計画」(計画期間平成27年度～令和2年度。以下「第1期計画」という。)を策定し、様々な教育施策を展開してまいりました。

第1期計画が期間満了するにあたり、これまでの取組について検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育の目的を実現する教育施策をさらに推進するため、「第2期教育振興基本計画」(計画期間令和3年度～令和12年度。以下「第2期計画」という。)を策定しました。

第2期計画においては、めざす子ども像の実現に向けて、6つの目標と26の基本施策を設定しています。

## 第2期教育振興基本計画体系図



目標1-1 確かな学力の育成	目標2-1 学校力の向上
1 9年間を見通した教育課程の編成と実施	1 安全・健康対策の充実・推進
2 きめ細かな学習指導の充実・推進	2 学校の組織力の向上
3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進	3 教職員の資質・能力の向上
4 一人一人に応じた教育・支援の推進	4 教育環境の整備
5 ICT機器を活用した教育の充実・推進	5 小中一貫教育の推進
6 学校図書館を活用した学習活動の推進	6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
	7 幼児教育等の充実
目標1-2 豊かな心の育成	目標2-2 家庭力の向上
7 道徳教育の推進	8 家庭教育の推進
8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	9 PTAとの協働と活動支援
9 人権教育の推進	10 福祉機関等との連携
10 生徒指導の推進	
目標1-3 健やかな体の育成	目標2-3 地域力の向上
11 安全教育の充実・推進	11 地域等との協働の推進
12 健康教育の充実・推進	12 青少年健全育成の推進
13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	13 公民館・図書館の充実

### (3) 教育努力目標について

本市においては、第2期計画に基づき、毎年度「教育努力目標」を設定し、実施計画として位置づけています。この実施計画に基づき様々な取組を実施し、翌年度にその実施状況について「教育委員会事務の点検・評価」を行っています。

### (4) 点検・評価表について

「教育委員会事務の点検・評価」を行うにあたり、重点目標ごとに「基本施策」、「教育努力目標（具体的目標）」、「令和6年度の事業概要」、「結果及び評価」、「今後の方向性」、「担当課」を一覧にした「点検・評価表」を作成しました。評価については、第2期計画のめざす方向性の進捗状況を確認するうえで、令和6年度にめざす結果を達成した場合には「○ 達成」、概ね達成できた場合には「△ 概ね達成」、達成出来なかった場合には「× 未達成」としています。

### (5) 学識経験者からの意見聴取について

前述の点検・評価表を基に、第2期計画における振り返りと今後の方向性を設定した重点目標ごとの評価について、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見を活用するため、意見交換会を行い、最終的な今後の方向性を設定しています。

今回、意見を聴取した学識経験者は次の方々です。

#### <学識経験者>

- 三川 俊樹（みかわ としき）氏  
追手門学院大学 心理学部 教授
  
- 中西 浩一（なかにし こういち）氏  
平安女学院大学 子ども教育学部 特任教授

### (6) 今後について

重点目標ごとの評価を基に取組内容の見直しを図ることで、次年度の教育努力目標の改善を図ります。

## 2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見

### 重点目標 1－1 確かな学力の育成

#### < 令和 6 年度の振り返り（成果又は課題） >

- ・全中学校区で、校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を設定した保護者や地域住民にもわかりやすい「中学校区ランドデザイン」を策定し、義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成した。
- ・小学校 5・6 年生の教科担任制については、前年度と比較し、実施校や実施教科が増加しており、指導の充実を図ることができている。
- ・令和 6 年度はおおむね年度当初に計画していた通りに教育課程を終わらせ、全ての学校で標準授業時数を確保することができた。また、標準授業時数を必要以上に大きく上回る状況もない。
- ・令和 6 年度の全国学力・学習状況調査における高槻市の平均正答率は、実施全教科（小学校国語・算数、中学校国語・数学）において、全国の平均正答率より上回っており、各学校の授業改善の成果が伺える。社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけていくことが、引き続き課題である。
- ・教育センターと共同研究を行う学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、学習指導についての研究を進めた。校内に全教職員が複数のグループに分かれて授業研究を行う「研究班」を組織し、教育センターの指導主事も参加して授業参加や意見交換を行うことを通して、互いに学び合う関係の構築や、授業力の向上につなげることができた。
- ・各学校の授業研究担当者が参加する共同研究推進担当者会を年 6 回実施し、市内の取組を共有し、推進計画書に基づいた自校の取組を見直すことなどを通して、各学校における授業改善や校内の組織的な研究体制の構築につなげることができた。
- ・教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、児童生徒一人一人の多様な背景に応じつつ、他者との対話や協働により学びを深めることができる授業の在り方を研究した。すべての児童生徒に必要な資質・能力を身に付けるための提案授業を各中学校区で行った。また、研究した成果を各学校の授業改善に生かせるよう共同研究推進担当者会にて共有を図った。
- ・令和 6 年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「学校の授業時間以外に、普段、1 日あたりどれくらいの時間、勉強していますか」の質問に対し、「1 時間以上」との回答が、特に小学校において、全国平均を下回っている状況にあり、家庭学習の推進や自学自習力の育成に引き続き、取り組む必要がある。令和 5 年度より、これまでの中学校に加え、小学校 5・6 年生に拡大し実施している家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、家で勉強する習慣につながったなどの成果が見られる。
- ・児童生徒の障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、通常の学級、通級指導教室、支援学級における指導の充実を図ることができた。とりわけ、障がいによる学習や生活上の困難さを改善・克服することを目的とした「自立活動」については、市内 2 校（奥坂小・芝谷中）で、自立活動等指導充実プロジェクトとして取組を行い、年間 4 回ずつの専門家（臨床発達心理士）による巡回相談を行うとともに、2 校合同のテーマ別実技研修を実施し、取組の成果について、市内小中学校と共有を図った。
- ・児童生徒 1 人 1 台端末の効果的な活用を推進するため、共同研究推進担当者会において ICT を活用した授業づくりについて研究を進めた。長期休業時の家庭学習の他、不登校支援として、Wi-Fi 環境がない家庭に対してモバイルルータの貸出を行った。

## <今後の方向性>

- ・「中学校区グランドデザイン」については、令和7年度全中学校区に設置の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」において、承認を受ける学校運営の基本方針として位置付けている。義務教育9年間を見通した教育課程を編成するとともに、「中学校区グランドデザイン」を活用し、学校・保護者・地域が、連携・協力した教育を推進する。
  - ・小学校での教科担任制については、これまで進めてきた5・6年生に加え、抽象的な学習内容が増加する3・4年生においても、指導の充実と教員の持ち授業時数の軽減の観点から実施することが、国により示されたところであるが、実施している学校の状況を把握しながら、効果的な在り方について研究を進める。
  - ・標準授業時数を確保するために、必ずしも週当たり29単位時間の授業を実施する必要がないことが、国により示されたことから、令和7年度の教育課程の編成において、授業時数の配当の見直しを行っている学校もある。学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう授業時数を適切に配当できているか、また、見直しにより家庭背景等による教育格差の拡大がつかないよう留意する。
  - ・学習指導拠点校区（第一中学校区）については、各学校の授業研究担当者からなる共同研究推進担当者会の取組と連動させ、研究資料のデータベース化（仮称：学習指導拠点校区ポータルサイト）を行うことなどを通して、市内小中学校と研究内容を日常的に共有し、第一中学校区を拠点として、各中学校区の授業研究が深化するための取組を推進する。
  - ・共同研究推進担当者会では、中学校区のつきたい力を見据えた授業改善を校区が連携して進めていけるよう取組を進める。研究推進の核となる教職員を育成する共同研究推進担当者連続講座（5回）を開講する。
  - ・令和7年度より、中学校において新たに探究的な学習の発表会を開催する。現代社会の課題等を生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力、よりよい社会を形成しようという意欲を育む。また、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、各教科の学習、特別活動、総合的な学習の時間等の学習内容を効果的に関連付けるとともに、校区の小中学校が連携し、9年間の一貫性のある取組となるよう進める。
  - ・令和7年度は、教育センター研究委嘱校区（第七中学校区）を指定し、「子どもも大人も探究し続ける授業づくり」を研究テーマに、各教科の授業内容を、実社会・実生活と関連づけながら学び深める授業を通して、すべての児童生徒の学びに向かう力を育成することを目指し取り組む。
  - ・家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、各学校の学習保障の取組と連動させるとともに、重点取組校区を指定し、社会経済的背景による学力格差の是正につながるよう取組を推進する。
  - ・支援学級で実施する各教科の特別の教育課程については、研究指定校を指定し、具体的な教育課程の編成方法や指導方法などを研究し、その成果を市内小中学校と共有を図る。
- また、通級指導教室については、小学校は35校40教室、中学校は14校16教室と増設置が進み、通級での指導を担当する教員と、通常の学級の担任や教科担当教員が、日常的に連携して指導を行う体制を整えることができている。今後、これまで1対1の指導を基本としてきたが、グループ指導等、児童生徒の状況に応じた多様な指導形態を取り入れていく。
- ・1人1台端末の、授業や家庭学習での活用については、各学校の情報教育を推進する担当者からなる情報教育担当者会を年間4回実施し、各学校の情報教育の現状について交流するとともに、共同研究推進担当者会において、授業改善を推進していく手立ての一つとして、1人1台端末の良さ生かした効果的な活用について、引き続き研究を進める。
  - ・児童生徒1人1台端末の活用を推進するため、Wi-Fi環境がない家庭に対して引き続きモバイルルータの貸出を行う。

## < 学識経験者意見 >

### 三川先生

- ・各中学校区のランドデザインについて内容の精査・整理が図られ、保護者や地域住民にもわかりやすく発信されるようになったことは大いに評価されます。なお、子どもにも理解しやすい表現を工夫するなど、さらに簡潔で説得力のあるランドデザインを提案されることを願っています。
- ・標準授業時数の確保のため必ずしも週当たり29単位時間の授業を実施する必要がないことが今後の方向性で示されていますが、標準時間数を確保できているかどうかを確認すると共に、授業時間数の見直しによって教育格差の拡大につながることはないように配慮してください。
- ・教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区での研究成果については共同研究推進担当者会議で共有が図られ各校で生かされているという報告があったほか、教育センターのホームページのポータルサイトで「個別最適な学びと協働的な学びの実現」に関する資料等をどの教職員も見ることができるようになっていることは高く評価できます。
- ・「きめ細かな学習指導の充実・推進」については「社会経済的背景による学力格差」の課題があり、「学び続ける力を育成するための学習指導の推進」についても「家庭学習の推進や自学自習力の育成」に課題があることが認識されていることから、これらの喫緊の課題を解決するための取組が引き続き推進されるように期待します。

### 中西先生

- ・全中学校区で策定の「中学校区ランドデザイン」を保護者や地域の皆様にもわかりやすいものにするために一定の工夫・検討に取り組みされたことは、コミュニティ・スクールの充実にもつながり評価できます。今後も「中学校区ランドデザイン」の趣旨・内容が保護者や地域の皆様に適切に伝わるよう用語や表現の仕方に工夫を重ねていただければと思います。
- ・小学校における教科担任制については、そのメリットを生かすとともに課題にも対応しつつ、児童・教員・学校にとってプラスになるよう、それぞれの学校現場の状況を踏まえながら進めてください。高槻市が推進されている小中一貫教育（4・3・2制）の充実にも資する取組であると考えます。
- ・各学校における授業配當時数の見直しについては、その目的に沿ったものとなるよう進捗状況を把握しながら、適切な実施に向けて指導・支援をお願いします。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図ることで「探究的な学び」が深まり、それは児童生徒がこれから生きていく不確実・不安定なVUCAの時代を「生き抜く」力を獲得することにもつながります。ICTの活用状況調査における使用頻度や活用に対する肯定的な意見の増加はもとより、令和6年度全国学力・学習状況調査の質問紙回答において、自分で課題を立てて情報を整理し発表する学習活動に取り組む児童生徒が増えている点は高く評価できます。今後も「探究的な学習」の一層の充実を期待しています。
- ・「学びup↑講座」の参加人数が令和5年度に比べて令和6年度は増えています。確かな学力育成のために取り組まれてきた様々な事業が効果的に絡み合うことで、社会経済的背景による学力格差を是正し、児童生徒1人ひとりが生きる力としての学力を獲得できるよう期待しています。
- ・支援教育において、児童生徒1人ひとりの状況に応じた多様な支援体制・環境整備が進められてきたことは高く評価できると思います。それは、すべての児童生徒のウェルビーイングに通ずることであり、今後一層の充実を期待しています。

## 重点目標 1－2 豊かな心の育成

### <令和6年度の振り返り（成果又は課題）>

・大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（如是中学校区）では、「小中連携による9年間を見通した道徳教育の充実」をテーマに研究を進め、全7回の研究授業を通して9年間を見通した発達段階を踏まえた授業づくりを校区として推進することができた。

・キャリア教育・シティズンシップ教育の育成については、9年間のキャリア教育の取組を蓄積する教材であるキャリア・パスポート（令和2年度から実施）を効果的に活用し、児童生徒が自身の変容や成長を実感しながら、社会の形成者としての資質・能力が育まれるよう取り組んだ。令和6年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答が、小中学校ともに前年度と比較し大きく向上している。

・令和6年度人権教育研究学校（五領中学校区）では、「自ら問いを持ち探究的・協働的に学ぶ子どもの育成～地域と出会い、地域と学ぶ人権総合学習の創造～」を研究主題として取組を進めた。多様な地域での出会いを通して、地域に誇りをもち、これからの社会を切り拓く力の育成につなげることができた。また、講師を招聘した研修を行うとともに、9月と12月には校区公開授業を実施し、校区としての取組の成果を市内小中学校や地域と共有することができた。

・いじめの対応については、広く捉えて早期に発見し、組織で対応するといった「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透は図られている。また、学校だけでは解決困難な事案に対して、「学校問題解決チーム」を派遣し、各学校の指導体制への支援を行った。

・令和6年度の小中学校の不登校児童生徒数は、905人で過去最多となり、不登校児童生徒の急激な増加は、深刻な課題である。令和5年度は、不登校児童生徒支援推進モデル中学校区（2校区）で実施した漢字検定を、3つの中学校区に拡大し、市が受験料を半額負担し、取り組んだ。目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図ることができた。

・令和6年度は不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした「校内教育支援センター」を、全ての小中学校に設置し、機能の充実を図った。また、「エスペランサ」の入室希望の申し出や、学校には登校できない児童生徒への支援の機会につながるよう、不登校児童生徒やその保護者が、学校を介さずに直接申し込むことができる不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」を実施した。

・令和6年度より、不登校担当者連絡会を開催し、「校内教育支援センター」の環境整備や不登校対策についての交流、専門家等を招聘した研修等を実施し、各学校の組織的な対応の強化を図った。

## <今後の方向性>

・ 道徳教育の推進に関しては、特に、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために、互いの違いを認め合いながら理解し、自他を尊重する態度や広い心で相手の過ちを許す心情や態度を育成する。また、いじめの指導にあたっては、児童生徒の成長の機会と捉え、道徳科と関連付け、関係児童生徒や学級・学年など集団への指導を行う。

・ キャリア教育・シティズンシップ教育の推進に関して、各教科や総合的な学習の時間に行う探究的な学習においては、児童生徒が異なる視点で意見を交流して互いに考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫をする。また、よりよい社会を目指し、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、社会の一員であることを実感できるよう工夫して指導をする。

・ いじめの対応については、いじめが生じた後の支援や指導を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強い指導を積み重ねることが重要であり、教職員、保護者など関係する大人が連携して取り組めるよう、「学校問題解決チーム」の派遣など、学校支援を行う。

・ いじめ事案への組織的な対応について、令和7年度設置の教育委員会事務局内の法務相談体制を活用し、事案の複雑化を未然防止し、課題を整理し速やかな解決をサポートする。

・ 令和7年度は「漢字検定」の取組を4つの中学校区で小学校5・6年、中学校1・2年を対象に、市が受検料を全額負担し実施することで、家庭背景等に問わず、全ての児童生徒が挑戦できる環境を整えた。今後、研究の成果を分析し、効果的な実施方法について検討を行う。

・ 不登校担当者連絡会において、教職員向けに不登校の理解や対応についてまとめた「不登校支援ナビ」を活用し、不登校支援や対策についての交流、専門家等を招聘した研修等を行うなど、不登校支援の中心を担う教員の専門性を高めるための取組を行う。また、いじめや不登校等、生徒指導に関する情報を一元化し、教職員が校内研修等で活用できるよう「生徒指導ポータルサイト」を作成する。

・ 不登校等支援員を各中学校区に2名配置するとともに、特に小学校の「校内教育支援センター」の教室環境の整備を進め、組織的な不登校支援を強化することで、「校内教育支援センター」のより一層の充実を図る。また、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした自立活動を推進する。不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」については、継続して実施する。

## <学識経験者意見>

### 三川先生

・小中学校の9年間のキャリア教育の取組の成果を記録し蓄積する「キャリア・パスポート」を効果的に活用して、小学校から中学校への円滑な引継ぎができたことは高く評価されます。その一方では、「キャリア・パスポート」の作成やその活用の際にはさまざまな問題点や課題が指摘されており、特に高等学校への引継ぎについては考慮していく必要があると思われます。「書いて終わり、送って終わり」にしない「キャリア・パスポート」のさらなる充実を期待しています。

・「生徒指導の推進」では、いじめの対応について「いじめの認知件数の増加」や「いじめの解消率」についても言及し、各学校において早期発見に努め、重篤化しないように組織での対応を図ってきたことも明記されるとよいでしょう。また、不登校支援に関するこれまでの取組を踏まえて、教職員向けに不登校の理解や対応についてまとめた「不登校支援ナビ」が活用されているほか、今後の方向性として、いじめや不登校などの生徒指導に関する情報を一元化し、教職員が校内研修等で活用できる「生徒指導ポータルサイト」が作成されることは非常に高く評価されます。

### 中西先生

・不登校児童生徒が増え続ける現状において、児童生徒1人ひとりに寄り添った、各小中学校の校内教育支援センターや不登校支援プログラム「あつまれエスぺのもり」の充実が一層望まれます。教育相談事業とも連携しながら、継続的・発展的な取組に今後も期待しています。

・いじめについては、その予防のための教育や取組だけでなく、事案発生後の迅速かつ適切な対応も必要です。「学校問題解決チーム」の派遣や教育委員会事務局内の法務相談など、未然防止だけでなく、速やかな課題解決のために、児童生徒や保護者、学校を支える体制の強化を引き続きお願いしたいと思います。

## 重点目標 1 - 3 健やかな体の育成

### < 令和6年度の振り返り（成果又は課題） >

・「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全の3領域についての児童生徒の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。

また、各校において、現実が発生しうる状況を想定した避難訓練を企画・実施するとともに、訓練に際し、児童生徒へ「たかつき安全NOTE」を活用して事前・事後指導を行うなど、避難訓練から得られる学びを高める取組を行った。

・セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の学校での、地震の発生時に対する対応訓練を各学校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及を図った。

・学校給食において、地元産米を使用した米飯給食を実施したほか、地元農家の協力を得て、地元産野菜を学校給食に使用するなど地産地消の取組を推進することで、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進した。

また、市立小中学校の給食費無償化を継続し、家計負担の軽減を図りながら安心安全な給食を提供するとともに、給食を通じて教育の一環である食育を推進することができた。

・令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和5年度）と比較して体力合計点が、小中学校の女子で下回り、小中学校の男子は上回る結果となっているが、いずれも全国平均と比較して低い状況にある。

これまでの同調査の結果を踏まえ体育指導の研修を実施するとともに、市教育研究会体育部会・保健体育部会による研究活動と連携のもと、安全に留意し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の育成を目指し、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、同調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、「楽しい」と回答をした児童生徒の割合は、中学校は男女とも令和5年度と比較して上昇したものの、依然として全国平均より低い状況にある。

・水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について引き続き検討を進めた。

・今後の部活動の在り方については、庁内の関係課からなる検討会議において、部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に関わる事項を議題にし、令和7年度からの学校部活動の地域クラブへの移行に向け、検討を行った。

## ＜今後の方向性＞

- ・「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるように取り組んでいく。
- ・セーフティプロモーションスクール認証校での取組から得られた成果を他校区に普及させ、各学校での安全教育がより効果的に実施されるよう図る。
- ・健康教育の充実・推進においては、地産地消の取組及び給食費の無償化を継続し、食育の推進に努めていく。
- ・これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、校長の強いリーダーシップのもと、体力向上に向けた取組の優先順位を上げ、小中学校が連携し、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくりや、特別活動など学校教育活動全体を通じて体を動かす機会の充実を図る。具体的には、市教育研究会体育部会、保健体育部会と連携し「授業づくり」の視点での課題分析を行う。前年度の全国体力調査の結果等をもとに各学校で年度当初に作成している「体力づくり推進計画（アクションプラン）」について、令和6年度から実施の小学校3・4年生スポーツテストの結果を踏まえ中間見直しを行い、後期に取組に生かす。体育科の小中連携加配教員配置校（令和7年度は、第一中、阿武野中、阿武山中）においては、小学校の指導を、専門性の高い中学校の教員が行っているが、その取組事例を市内小中学校に発信することで、小学校での教科担任制の充実を図る。また、全国体力調査の結果が向上している学校の好事例を全小中学校に周知することで体力向上の取組を推進する。
- ・民間事業者を活用した水泳授業の導入に向けて、令和7年度は小学校2校において試行的実施を行う。
- ・学校部活動の地域クラブへの移行については、令和7年度より、休日の一部の種目で試行実施を行う。接続可能な環境を段階的に整備することで、生徒の豊かなスポーツ、文化芸術活動の実現を図る。

## < 学識経験者意見 >

### 三川先生

- ・「安全教育の充実・推進」については、各校における避難訓練の企画・実施や、「たかつき安全NOTE」を活用した事前・事後指導のほか、地震の発生時に対応する訓練の教職員への公開など、積極的な取組が推進されていることが高く評価されます。
- ・「健康教育の充実・推進」についても、地元産米を使用した米飯給食や地元産野菜の使用など、「地産地消」の取組を推進し学校給食の教育的効果を挙げているほか、市立小中学校の給食費の無償化を継続し、安全安心な給食の提供により食育を推進できていることは評価に値します。
- ・その一方で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、全国平均と比較して低い状況にあることが指摘され、同調査における「体育の授業は楽しいですか」という質問に対して、「楽しい」と回答した児童生徒の割合は依然として全国平均より低い状況にあることが課題として認識されていることから、これらの課題の改善に向けた取組が計画的・継続的に推進されるよう期待します。

### 中西先生

- ・中学校区のランドデザインに「学校安全」を位置づけ、「たかつき安全NOTE」「校区安全マップ」を活用した、児童生徒の安全に関する資質・能力を高める取組は評価できます。学校園は、子どもたちにとって「安全・安心な場所」であることが最優先です。今後も一層の推進を期待しています。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえると、課題の解決に向けた具体的な改善策を検討するとともに、全ての教職員が課題意識を高くもって、将来を担う子どもたちの体力向上に取り組む必要があるのではないかと思います。体力の向上や健康の増進は、すべての人が幸せに生きるために大変重要です。コロナ禍を経て、体力の向上に向けた取組は簡単ではないと思いますが、小・中学校の体育の授業改善はもとより、保育所・幼稚園・こども園や小学校における「外遊び」の充実など、幼児や児童にとって身近な「遊び」を通じた取組の推進も検討していただければと思います。
- ・学校部活動の地域クラブへの移行は、様々な課題を1つずつ解決していく必要があり、時間がかかるとは思います。教員の負担を軽減して学習指導や生徒指導など教員の本来業務に係る時間を少しでも確保するための一助として、今後も進めてほしいと思います。

## 重点目標 2 - 1 学校力の向上

### < 令和6年度の振り返り（成果又は課題） >

- ・学校施設については、「学校施設整備方針」に沿った計画的な老朽化対策と教育環境の改善及び充実に努め、国庫補助制度を活用しながら、校舎改修のほか、トイレ整備、エレベーター設置、体育館空調整備等を行い、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境を充実させることができた。
- ・学校の安全体制の強化について、「子ども見守りサポーター」のキーホルダー等の啓発物品の配付を行い、子どもの見守り活動は保護者や地域が参加するものであり、「ながら」見守りをはじめ、できることから活動に参加してほしい旨の啓発活動を行うとともに、高槻警察署ほか関係機関との連携を適切に図った。
- ・首席については、首席会を通して、首席の職務を理解し、ミドルリーダーとして何をすべきかが浸透してきている。指導教諭については、経験の浅い教員と関わることで、指導力を向上させると同時に、指導教諭自身が理論と実践について考える機会となっている。
- ・共同学校事務室体制のもと、6中学校区ごとの「ブロック」や2中学校区ごとの「分割ブロック」を活用した共同実施を行い、共同実施による相互支援によって「質の向上」「ミスや不正の防止」「人材育成」の追求を図ることができた。
- ・全中学校区に加え、小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、その他必要に応じて緊急派遣を行うなど、学校での教育相談体制の充実を図ることができた。
- ・令和6年度は、教育委員会に配置のスクールソーシャルワーカーを3人から6人に増員を行った。その結果、前年度比較し、支援件数の増加のみならず、学校等で行うケース会議や、不登校対策会議等の校内会議への参加が大幅に増加し、専門性を生かした学校への支援を行うことができた。
- ・教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムについて、校長会等と連携しながら、課題整理を進めた。申請等の手続きに費やす時間を短縮し、教育活動に時間的な還元ができるよう、開発企業とも随時会議をもち、システムの改修を行っている。
- ・個人情報の適切な取扱いについては、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーを徹底し、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識の取得を目的として、校内担当者、新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。
- ・教職員が研修に参加しやすいよう対面研修を中心としながらも、遠方の講師によるオンライン研修や、都合の良い時間に繰り返し見返すことができるオンデマンド研修等を効果的に組み合わせ、教職員の資質・能力の向上を図った。また、研修講師や研修内容など詳細な情報を含めた研修案内を、すべての教職員が見やすいよう、メールで送付することで、研修参加の意欲を高めた。

・人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の対象を令和5年度に、これまでの「連携型小中一貫教育の推進をさらに効果的に進める教員の区分」等に加え、「学習指導拠点校区の取組に携わり授業力を高めたい教員の区分」、「SPS認証校における学校安全の取組に携わり、学校安全についての認識を深めたい教員の区分」に拡大し、令和6年度も引き続き取り組んだ。

・令和6年度より本格実施をしている研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が教職員に研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行えるよう校長会等において教職員研修について案内した。

・各学校において、オンラインによる中学校区の教職員の会議や研修、児童生徒間の交流など様々な場面で、ICT機器を効果的な活用が浸透している。また、夏季教育セミナーでは、高槻城公園芸術文化劇場での全体会を、各学校でも見られるようオンライン配信を行った。

・ICT環境の整備については、より効果的効率的な利活用を目指し教育ネットワーク更新に着手した。

・学校図書館の環境整備としては、令和5年度から令和8年度の4年間を「学校図書シン100万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図った。また、令和6年度より、全中学校区に校区学校司書を配置し、司書教諭と学校司書が連携し、9年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築できた。これにより、小中学校ともに、開館日数や開館時間の増加につながった。

・通級指導教室において指導を受ける児童生徒が増加していることから、令和6年度は、前年度と比較し、小学校12教室、中学校3教室の増設置を行った。

・義務教育学校の設置に向けた取組を推進するため、調査研究を進めるとともに、庁内職員で構成する高槻市学校教育審議会運営推進委員会を設置し協議を行った。また、外部委員で組織される高槻市学校教育審議会を設置し、本市の義務教育学校設置の在り方について、調査及び審議を行った。

・令和6年度は、第3期モデル中学校区である4中学校区（第三中学校区、柳川中学校区、五領中学校、冠中学校区）に学校運営協議会を設置し、各中学校区3回の会議を通して、学校の教育活動を地域と共有した。学校運営協議会未設置の9中学校区については、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を行った。また、分散進学校区におけるコミュニティ・スクールの設置モデルを構築し、研究を進めることができた。

・幼児教育の充実について、各幼稚園での園児減少による園の小規模化に伴い、近隣園で公開保育や事例研修を共同で行うなどの少人数園ならではの工夫により、教員の質の向上について計画的に取り組んだ。また、複数クラスを編成する認定こども園での公開保育等にも積極的に参加するなど、様々な子ども集団での保育や一人一人に応じた丁寧な保育の展開に努めた。

・異年齢児学級保育において、各学年の子どもの発達や育ちに応じた「環境」や子ども一人一人に応じた「援助の在り方」について職員間で共有することで、遊びを通した子ども達の豊かな育ちに繋げることができ、教職員の子ども理解や質の向上に努めることができた。

## <今後の方向性>

- ・学校施設については、令和7年度において全小中学校の体育館空調を整備するとともに、校舎内トイレ整備の洋式・乾式化の一層の推進を図る。
- ・首席については、首席会を定期的実施し、学校の核となる存在として、より課題意識をもって学校運営に参画できるようにする。指導教諭については、経験の浅い教員との相談対応を充実させ、また、教育センター主催の研修講師として専門性を生かしながらさらなる活動の活性化を図る。
- ・共同学校事務室を活用し、共同学校事務室支援センター及びブロック長・副ブロック長を核にしながら、市内全体の事務職員を指揮・指導し、事務職員が学校運営及びブロック単位で主体的に活躍できることを目指す。
- ・教育センターの面接教育相談については近年、様々な相談先が増加していることから、相談件数が減少傾向にある。また令和6年度4月から10月までことばの発達相談員（言語聴覚士）に欠員があり、ことばの相談を休止していたため、前年度と比較し相談件数が減少している。今後、面接教育相談の申し込みは、これまで電話でのみ受け付けていたが、より相談者が申し込みしやすいように、市ホームページや教育センターホームページにて電子申し込みを活用した仕組みを整える。
- ・学校や教育委員会への繰り返される要求や、いじめ重大事態への対応、学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。特に学校現場では、事案の初期対応の段階から、法務の専門家に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることから、令和7年度設置の教育委員会事務局内の法務相談体制について、よりよい仕組みとなるよう検証・改善を行う。
- ・令和7年度、教員業務支援員を、24校（中学校18校、小学校6校）に配置することで、教員の負担を軽減し、教員が本来担うべき学習指導や生徒指導に注力できるよう、学校の環境整備を行う。また、今後の配置については、配置校の状況を把握しながら効果を検証する。また、各学校の教員の働く環境の整備が進むよう、校長会とも連携し取組を進める。
- ・個人情報の適切な取扱いについて、各校1名配置の情報担当者に向けて、情報セキュリティの研修を行うことで、校内の周知に努める。経験の浅い教員等の認識不足による不適切な取扱いにつながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。
- ・本市の課題や学校のニーズを反映し、令和7年度は、不登校、体力向上、教育相談等に関する研修についてシリーズ化して実施するとともに、各キャリアステージに応じた研修を計画・実施し、教職員の資質・能力の向上に努める。また、研修の実施に際して、事前課題の動画を視聴してから研修に参加するなど、教職員がより主体性を持ち研修に臨めるよう工夫を行う。
- ・公募による人事異動を行う「トライシステム」の活用を促し、校種間の人事交流や、人材育成を促進する。

- ・教職員が教育公務員としての自覚を持ち、服務規律の徹底を図るべく、様々な機会を活用し、不祥事防止に向けて取組を進める。
- ・研修受講履歴の記録を活用して、管理職が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、自覚と責任を持ち、自らの専門性を高めていくことができるよう取り組む。
- ・ICT環境の整備について、教育ネットワークの更新を実施することで教職員の事務作業の効率化を図るほか、小学校児童端末の更新を行う。
- ・令和7年度は、看護師免許を有する医療的ケア活動支援員の安定的な配置を行うため、市内小学校1校において、看護師派遣業務を外部委託する。今後、外部委託の効果検証を行い、より安定的な看護師の配置につながるよう研究を進める。
- ・義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じて、児童生徒の学力向上や豊かな人間性の育成を目指すため、学校教育審議会での審議を踏まえ、義務教育学校について検討を進める。
- ・引き続き公開保育や各研修などを通して、保・幼・認・小の教職員間での相互理解の推進に努めるとともに、教職員間及び幼児と児童の交流の促進を図ることや、異校種間の職員が共に学びあうなどの円滑な接続に努める。
- ・令和7年度に、全中学校区に設置のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が、学校・保護者・地域が連携・協力した教育の推進につながるよう支援を行う。また、これまでのモデル事業の資料を閲覧し、各中学校区が活用できるように整備を行う。
- ・認定こども園化に向けて幼稚園等における3歳から5歳の異年齢児学級保育の教育課程、環境及び援助について、合同研修の機会をもつなどし、環境の再構成や整備、各会議・研修の充実に努める。

## <学識経験者意見>

### 三川先生

- ・「安全・健康対策の充実・推進」について、セーフティボランティア登録者の高齢化・減少が問題となっている中で、「子ども見守りサポーター」のキーホルダーを小学校1年生の保護者に配付したこと、「ながら見守り活動」のアピールなどの取組が工夫されています。これらの取組が効果を挙げられるよう期待します。
- ・「学校の組織力の向上」については、初任講師等への指導や相談業務について、市内全体の教員への指導を主な職務とする指導教諭が携わるように配慮しているほか、経験の浅い教員と関わることが指導力の向上に加えて、指導教諭が理論と実践について考える機会となっているという認識も高く評価したいところです。また、今後の方向性として、指導教諭による経験の浅い教員への相談対応を充実させ、教員のメンタルケアにもつなげるためには、指導教諭が相談（カウンセリング）やメンタルケアについて基本的な知識と技能を習得することができるように、研修等の機会を提供することが必要であろうと思われます。
- ・また、「学校の組織力の向上」について、全小学校へのスクールカウンセラーの配置、教育委員会に配置のスクールソーシャルワーカーの増員により、学校等で行うケース会議や不登校対策会議等にSCやSSWが参加・関与することが大幅に増加し、学校への支援に大きな成果をあげていることは高く評価されます。
- ・「教職員の資質・能力の向上」については、令和6年度より本格実施された教職員の「研修受講履歴」を基に、管理職等が教職員に対して「対話」を図り、適切な指導助言（研修受講奨励を含む）が行えるように工夫したことが評価されます。また、教職員が自分の「研修受講履歴」を基に振り返り、気づきや学びを高めたり深めることができる点は、教職員の主体的・対話的で深い学びを支える「キャリア・パスポート」として、今後も積極的に活用されることを期待します。

### 中西先生

- ・保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の保育士・教職員間での相互理解、幼児と児童の交流の促進を引き続き図ってほしいと思います。小学校教員にとって、特に「5歳児の学びの姿」から学べることは多いと思います。
- ・異常な暑さが続く昨今において、体育館等の空調整備は児童生徒、教職員の命や健康を守るために欠かせない重要な措置と考えます。今後もトイレ整備やエレベーターの設置なども併せて、児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、必要な環境整備を引き続きお願いしたいと思います。
- ・いじめ、不登校といった教育課題に対応するために全中学校区に加えて全小学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーを増員した点は評価できます。各学校での教育相談、ケース会議の体制充実について今後も期待しています。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体化を進める上でも、ICT環境の整備は大変重要です。コストとパフォーマンスの両立は簡単ではありませんが、様々な工夫に取り組んでいることは評価できます。引き続きお願いしたいと思います。

## 重点目標 2 - 2 家庭力の向上

### < 令和6年度の振り返り（成果又は課題） >

・PTAとの協働と活動支援では、PTAと協働して、子育てに関する知識の習得や保護者同士の交流、人権感覚を養うための講座や研修会として、「PTA人権問題学習会」及び「PTA家庭教育学習会」等を開催した。

### < 今後の方向性 >

・PTAとの協働と活動支援については、保護者の価値観の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける保護者の孤立感が高まるなか、PTAや保護者と協働して家庭教育推進事業を実施することで、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会を設け、家庭教育を推進していく。

### < 学識経験者意見 >

#### 三川先生

・「PTAとの協働と活動支援」については、保護者の意識の多様化や地域環境の変化等の影響を受けて自主的なPTA活動が活性化しない状況が深刻化しており、これまではPTAと協働して実施してきたさまざまな学習会や「家庭教育学習会」の実施が難しくなっていると課題の認識のもとに、今後の方向性として「家庭教育推進事業」への統合や推進が検討されている点に期待しつつ、その具体的な内容を明らかにしていただきたいと思います。

#### 中西先生

・各学校園におけるPTA活動については、今後の見通し等も含めて様々な議論がありますが、子どもたちや保護者の皆さんのために、今後も様々な課題解決に向けた取組や支援のあり方について検討をお願いできればと思います。

## 重点目標 2 - 3 地域力の向上

### < 令和6年度の振り返り（成果又は課題） >

・コミュニティ・スクールを導入した9つの中学校区に地域学校協働活動推進員を配置した。コミュニティ・スクール導入中学校区においては、学校教育活動サポーターによる学校支援活動が行われた。また、地域向けの研修会を行うことで、学校運営協議会と一体的に学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の準備を進めた。

### < 今後の方向性 >

・地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に、学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。

### < 学識経験者意見 >

#### 三川先生

・「地域等との協働の推進」については、コミュニティ・スクールを導入した中学校区に「地域学校協働活動推進員」が1名ずつ配置され、学校と地域とをつなぐさまざまな活動を担っていることが報告されており、「学校教育活動サポーター」による学校支援活動も実施されていると思われます。これらの活動の内容について情報共有を図り、問題点や課題を明確にしながら、計画的かつ継続的な取組の推進を期待したいと思います。

#### 中西先生

・児童生徒の社会参画の第一歩は「地域」だと思います。令和6年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答が、小・中学校とも前年度と比べて増えています。これは、この間の各中学校区における小中一貫教育、キャリア教育の成果の1つではないかと推察します。今後も社会を形成する市民の1人として、児童生徒の社会参画力の向上に期待しています。

<資料> 令和6年度教育委員会事務「点検・評価」表  
 ○重点目標1-1 確かな学力の育成

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	①地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、中学校区グランドデザインを策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。	各学校に教育課程ヒアリングを実施し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成状況を確認し、指導・助言を行った。	○ (達成)	全中学校区で、校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を設定した保護者や地域住民にもわかりやすい「中学校区グランドデザイン」を策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成した。小学校5・6年生の教科担任制については、前年度と比較し、実施校や実施教科が増加しており、指導の充実を図ることができている。令和6年度はおおむね年度当初に計画していた通りに教育課程を終わらせ、全ての学校で標準授業時数を確保することができた。また、標準授業時数を必要以上に大きく上回る状況もない。	無	「中学校区グランドデザイン」については、令和7年度全中学校区に設置の「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」において、承認を受ける学校運営の基本方針として位置付けている。義務教育9年間を見通した教育課程を編成するとともに、「中学校区グランドデザイン」を活用し、学校・保護者・地域が、連携・協力した教育を推進する。小学校での教科担任制については、これまで進めてきた5・6年生に加え、抽象的な学習内容が増加する3・4年生においても、指導の充実と教員の持ち授業時数の軽減の観点から実施することが、国により示されたところであるが、実施している学校の状況を把握しながら、効果的な在り方について研究を進める。標準授業時数を確保するために、必ずしも過当たり29単位時間の授業を実施する必要がないことが、国により示されたことから、令和7年度の教育課程の編成において、授業時数の配当の見直しを行っている学校もある。学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう授業時数を適切に配当できているか、また、見直しにより家庭背景等による教育格差の拡大がつかないよう留意する。	教育指導課
(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	②各中学校区の「めざす子ども像(15歳の姿)」や教育課程を、保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図る。	学校教育自己診断や、学校運営協議会委員・学校評議員による学校関係者評価を活用した「学校評価」を実施し、保護者や地域の意見を踏まえた教育課程を編成するとともに、学校評価の公表により、目標や課題の共有を図ることができるよう、指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校(コミュニティ・スクール導入中学校区は各中学校区)において、「学校評価」を保護者に配付するとともに、ホームページにて公表することで、保護者や地域との連携・協働の促進に資することができた。	無	令和7年度に全中学校区へコミュニティ・スクールを導入するため、学校運営協議会のしくみを活用した学校評価など、中学校区での学校評価が適切に行われるよう学校支援を行う。	教育指導課
(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	③全国学力・学習状況調査の結果等の各種データをもとに、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。	各種データ(全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪府小学生すくすくウォッチの結果等)から、本市の児童生徒の状況を把握し、市の教育施策の検証改善に生かした。	○ (達成)	本点検・評価において、各種データを活用した点検・評価を行った。その結果から、本市の教育施策の改善に向けた検討を行うことができた。また、教育に係る各事業においても、各種データを活用した評価を行い、事業の改善に生かすことができている。	無	引き続き、各種データを市の各教育施策や事業の点検・評価に活用し、改善に向けた検討に生かしていく。	教育指導課
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	小中学校全学年において35人学級編制を実施した。大阪府の加配教員を活用し、小学校における教科担任制や、少人数・習熟度別授業など、学校にとって効果的な指導体制の構築を推進した。	△ (概ね達成)	令和6年度の全国学力・学習状況調査における高槻市の平均正答率は、実施全教科(小学校国語・算数、中学校国語・数学)において、全国の平均正答率より上回っており、各学校の授業改善の成果が伺える。社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけていくことが、引き続き課題である。	【1】 <1~2>	9年間の教育課程を見通して、小学校での教科担任制についてさらなる拡充を図るとともに少人数・習熟度授業等児童生徒の発達の段階に合わせた指導の充実を図る。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする、学習指導拠点校区を委嘱した。	○ (達成) 教育センターと共同研究を行う学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、学習指導についての研究を進めた。校内に全教職員が複数のグループに分かれて授業研究を行う「研究班」を組織し、教育センターの指導主事も参加して授業参加や意見交換を行うことを通して、互いに学び合う関係の構築や、授業力の向上につなげることができた。	無	学習指導拠点校区（第一中学校区）については、各学校の授業研究担当者からなる共同研究推進担当者会の取組と連動させ、研究資料のデータベース化（仮称：学習指導拠点校区ポータルサイト）を行うことなどを通して、市内小中学校と研究内容を日常的に共有し、第一中学校区を拠点として、各中学校区の授業研究が深化するための取組を推進する。	教育センター
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	②すべての児童生徒が「わかった」「できた」「もっとやりたい」と実感できる授業づくりを推進するため、校内の組織的な研究体制を構築する。	三島地区教育課程研究協議会において、教員に向けて、教科別に指導実践の交流と助言、および教育課程に係る説明を実施した。各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。	○ (達成) 小中学校全ての教科毎に各学校の担当者に対して、指導実践の交流と助言、教育課程に係る説明を、オンデマンド視聴と公開授業研究会により実施した。内容について各学校において共有を図ることにより、各学校の組織的な研究体制の充実につなげた。 各学校の授業研究担当者が参加する共同研究推進担当者会を年6回実施し、市内の取組を共有し、推進計画書に基づいた自校の取組を見直すことなどを通して、各学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や校内の組織的な研究体制の構築につなげることができた。校内授業研究支援については、各学校作成の推進計画書に基づいた取組の状況についてヒアリングし各学校のニーズに応じて指導・助言を行った。	【2】	三島地区教育課程研究協議会において、学校における知識及び技能や、思考力、判断力、表現力等の育成に係る好事例を共有する場を設ける。 共同研究推進担当者会において、中学校区のつきたい力を見据えた授業改善を校区が連携して進めていけるよう取組を進める。共同研究推進担当者会と学習指導拠点校区の取組を連動させ研究が深まる仕組みを構築する。 研究推進の核となる教職員を育成する共同研究推進担当者連続講座（5回）を開講する。	教育指導課・教育センター
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	③児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法を改善する。	各学校において、児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価について指導内容や指導方法を指導・助言した。教育センター研究校に「個別最適な学びと協働的な学びの実現」について委嘱した。各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。	○ (達成) 各学校が、児童生徒へのアンケート調査や、観点別学習状況の評価及び評定の状況などにより、児童生徒の学習状況の分析を行った。またその結果を指導方法の改善につなげる方策について検討した。 教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、児童生徒一人一人の多様な背景に応じつつ、他者との対話や協働により学びを深めることができる授業の在り方を研究した。すべての児童生徒に必要な資質・能力を身に付けるための提案授業を各中学校区で行った。また、研究した成果を各学校の授業改善に生かせるよう共同研究推進担当者会にて共有を図った。 共同研究推進担当者会では「『目標と指導と評価』の一体化を図る授業づくり」をテーマに各学校が授業改善に取り組み目標に準拠した学習評価についての理解が進んだ。	無	各学校が、妥当性・信頼性の高い目標準拠評価を行うため、文部科学省や国立教育政策研究所が作成した資料を参考に、評価規準を設定し、評価方法の工夫改善ができるよう指導・助言を行う。 各学校において目標に準拠した、単元を通じた指導改善が図れるよう、継続して「『目標と指導と評価』の一体化を図る授業づくり」をテーマとして研究を進める。	教育指導課・教育センター
(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	①現代社会の課題を児童生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力を育成する。	各学校のキャリア教育、総合的な学習の時間、特別活動の計画が、各教科等の学習内容と関連付けながら、児童生徒の自ら考え、学ぶ力の育成につながるものになるよう指導・助言を行った。	○ (達成) 令和6年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」や「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合は昨年度より大きく上昇し、全国平均を上回っている。	【3】 〈1～2〉	令和7年度より、中学校において新たに探究的な学習の発表会を開催する。現代社会の課題等を生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力、よりよい社会を形成しようという意欲を育む。また、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、各教科の学習、特別活動、総合的な学習の時間等の学習内容を効果的に関連付けるとともに、校区の小中学校が連携し、9年間の一貫性のある取組となるよう進める。 令和7年度は、教育センター研究委嘱校区(第七中学校区)を指定し、「子どもも大人も探究し続ける授業づくり」を研究テーマに、各教科の授業内容を、実社会・実生活と関連づけながら学び深める授業を通して、すべての児童生徒の学びに向かう力を育成することを目指し取り組む。	教育指導課・教育センター

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	②家庭、地域、企業等と連携し、授業以外の学習の機会を充実させることで、自学自習力を育成する。	小学校5・6年生及び中学校全学年を対象に、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指した家庭学習支援事業「学びup↑講座」を実施した。	△ (概ね達成)	令和6年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、勉強していますか」の質問に対し、「1時間以上」との回答が、特に小学校において、全国平均を下回っている状況にあり、家庭学習の推進や自学自習力の育成に引き続き、取り組む必要がある。令和5年度より、これまでの中学校に加え、小学校5・6年生に拡大し実施している家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、家で勉強する習慣につながったなどの成果が見られる。	【4】 〈1～4〉	家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、各学校の学習保障の取組と連動させるとともに、重点取組校区を指定し、社会経済的背景による学力格差の是正につながるよう取組を推進する。 学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指し、家庭背景に左右されず全ての児童生徒に学校外の学習の機会を保障する。また、児童生徒1人1台端末を活用した家庭学習を推進する。「家庭学習」の質及び量に関する研究が必要であると考えている。家庭学習につながる授業づくりの具体的な実践や家庭学習の計画の立て方や学び方の指導について、情報収集及び研究を進める。	教育指導課・教育センター
(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	①すべての教職員が、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、特別支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組を充実する。	特別支援教育校内委員会を中心に、一人一人の障がいの状況を適切に把握し、学級種別に応じた支援教育を推進するよう、学校訪問時や各学校へのヒアリング時に指導・助言を行った。また、リーディングチームによる巡回相談を実施した。	○ (達成)	児童生徒の障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、通常の学級、通級指導教室、支援学級における指導の充実を図ることができた。とりわけ、障がいによる学習や生活上の困難さを改善・克服することを目的とした「自立活動」については、市内2校（奥坂小・芝谷中）で、自立活動等指導充実プロジェクトとして取組を行い、年間4回ずつの専門家（臨床発達心理士）による巡回相談を行うとともに、2校合同のテーマ別実技研修を実施し、取組の成果について、市内小中学校と共有を図った。	【5】	支援学級で実施する各教科の特別の教育課程については、研究指定校を指定し、具体的な教育課程の編成方法や指導方法などを研究し、その成果を市内小中学校と共有を図る。 また、通級指導教室については、小学校は35校40教室、中学校は14校16教室と増設置が進み、通級での指導を担当する教員と、通常の学級の担任や教科担当教員が、日常的に連携して指導を行う体制を整えることができている。今後、これまで1対1の指導を基本としてきたが、グループ指導等、児童生徒の状況に応じた多様な指導形態を取り入れていく。	教育指導課
(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	②支援学級及び通級指導教室において児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた特別の教育課程を編成し、特に自立活動の充実を図ることで、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために必要な資質・能力を育成する。	特別の教育課程の編成において自立活動の充実を図るため、自立活動等指導充実プロジェクトを実施し、外部講師を招き、市内2校で巡回相談を行った。	○ (達成)	外部講師による巡回相談を通して、丁寧なアセスメントを行い、通常の学級での生活や学習を見通した自立活動が充実し、障がいによる生活上・学習上の困難さの改善・克服のために必要な資質・能力を育成することができた。	無	引き続き、外部講師による巡回相談を行い、児童生徒の将来を見据えた自立活動の指導についての理解を深め、特別の教育課程の適切な編成に生かしていく。また、自立活動の指導についての理解を広げるために、特別支援教育コーディネーター、支援学級担任、通常の学級担任を対象とした研修を開催する。	教育指導課
(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	③日本語指導の必要な児童生徒について、一人一人の日本語の能力等に応じた支援の充実を図る。	特別の教育課程による日本語指導を実施した。また、安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣した。	○ (達成)	日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣し、特別の教育課程による日本語指導を実施することや、学校と日本語指導加配教員や日本語指導協力者が連携できるように取組を紹介し、当該の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を充実した。	【6】	日本語指導を必要とする児童生徒の少数散在化が昨年度以上に進んでいる。このため、日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校が主体となり、日本語指導加配教員や日本語指導協力者と連携して、日本語能力の向上と日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の育成を図っていく。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(5) ICT機器を活用した教育の充実・推進	①児童生徒1人1台端末をはじめとするICT機器を効果的に活用し、新しい時代に即した質の高い教育を推進する。	共同研究推進担当者を開催し、ICTを活用した授業づくりについて、研究を進めた。また、学校間の情報共有や校内発信の充実を図るなど、端末活用について、よりきめ細かなフォローアップを行った。Wi-Fi環境がない家庭等でも端末が利用できるよう、モバイルルータを貸与した。	<p>○ (達成)</p> <p>共同研究推進担当者において、ICTを活用した授業づくりについて研究を進めた。2月の担当者では、大阪府教育庁主催の研修「児童・生徒が1人1台のタブレットPC等を活用する授業づくり研修」に参加した本市教員2名による実践発表を行った。</p> <p>令和7年2月度において、ICT機器を小学校低学年は1日平均1回以上、それ以上の学年は1日平均2回以上利用する学級の割合が、小学校平均：95.5%、中学校平均：99.2%、全体平均：96.8%であり、端末活用が定着したことで、昨年度より増加したものと考えている。この日常的な利用が維持されるよう、ICTを活用した授業づくりについて、引き続き支援していく必要がある。</p> <p>Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒について、延べ234台のモバイルルータを貸与し、夏季休業期間中の家庭学習のほか、不登校の児童生徒に対する学びの保障に寄与した。令和5年度と同様に、インターネット環境整備が難しい家庭等に対象を絞って通年貸与としており、貸与件数は減少したが、家庭のインターネット環境整備が進んだことが要因と考えている。</p>	【7】 <1～3>	教育センター主催の情報教育研修において、「学習科学の研究を基にしたICT機器の活用」をテーマに研修を実施する。ICTを活用した授業づくりについて教職員の知見を深めるため、共同研究推進担当者において、授業改善を推進していく手立ての一つとして、ICTを活用した授業づくりについても引き続き研究を進める。また、好事例を教職員に周知することで、学校間の情報共有や校内への発信の充実を図る。1人1台端末の、授業や家庭学習での活用については、各学校の情報教育を推進する担当者からなる情報教育担当者を年間4回実施し、各学校の情報教育の現状について交流するとともに、共同研究推進担当者において、授業改善を推進していく手立ての一つとして、1人1台端末の良さ生かした効果的な活用について、引き続き研究を進める。モバイルルータについては、引き続きインターネット環境整備が難しい家庭等を対象に貸与を行う。	教育政策課・教育センター
(6) 学校図書館を活用した学習活動の推進	①児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、表現力や創造力を育むための、豊かな読書習慣を身に付ける。	各学校の司書教諭がその専門性を発揮できるよう司書教諭連絡会を開催し、支援を行った。全校配置の「読書活動協力員」に加え「校区学校司書」を全中学校区に配置し、校図書館の安定的な開館を行い、読書活動の充実を図った。	<p>○ (達成)</p> <p>令和6年度は、全校配置の「読書活動協力員」に加え「校区学校司書」を全中学校区に配置し、学校図書館の安定的な開館を支援した。また、司書教諭と校区学校司書との合同の連絡会を4回実施し、各学校の読書活動推進の取組や各教科での学校図書館の活用について交流を行うことで、児童生徒の読書習慣の向上につなげた。</p>	無	計画的な図書更新や「まちごと『子ども図書館』」事業等を活用した図書資料の充実を図っていく。小中学校が連携した計画的な学校図書館の利用指導や読書指導等の充実を図るため、司書教諭を中心に学校司書が支援する校内推進体制を確立する。	教育指導課
(6) 学校図書館を活用した学習活動の推進	②義務教育9年間の学びの連続性のある教育課程との関連を踏まえて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支え、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。	学校図書館を充実・活用するためのモデル校において、学校図書館の年間活用計画を作成し、様々な教科で学校図書館を計画的に活用し、その取組を市内小中学校に発信した。	<p>○ (達成)</p> <p>司書教諭連絡会や学校図書館運営協議会等において、学校図書館を充実・活用するためのモデル校（北大冠小、第六中）の取組を発信し、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた実践を全小中学校で共有した。また各学校に対し、モデル校の取組を参考にし、児童生徒の実態に応じた取組を推進していけるよう、指導・助言を行った。</p>	無	司書教諭・校区学校司書連絡会で学校図書館を活用した授業の取組事例などを全小中学校で共有し、市内全体の学校図書館の活用を推進するとともに、義務教育9年間の教育課程と関連付けた学校図書館の計画的な活用を通じて、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成が図られるよう、各学校の取組を支援する。	教育指導課
(6) 学校図書館を活用した学習活動の推進	③司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、9年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築する。	司書教諭連絡会を実施し、司書教諭の役割を再確認するとともに、司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進が行えるよう支援した。	<p>○ (達成)</p> <p>令和6年度は、司書教諭連絡会を6回実施し、司書教諭と学校司書の役割や業務について周知するとともに、「学校図書館を充実・活用するための手引き」に基づいて、学校図書館を活用した学習活動を推進するよう指導・助言を行った。</p>	無	司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、9年間を見通した推進体制を構築する。全ての教員が、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を活用できるよう指導・助言を行う。	教育指導課

○重点目標1-2 豊かな心の育成

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)道徳教育の推進	①道徳科を要として、計画的に道徳教育を行うとともに、中学校区で系統性のある道徳教育を推進する。	学校の教育活動全体を通して、道徳教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程ヒアリングにおいて、各学校で作成された「道徳教育の全体計画」「年間指導計画」を確認し、全教科で道徳教育との関連を確認し、学校の教育活動全体を通して、道徳教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。全校で道徳教育と教科、領域等の関連を示した「別葉」を作成するなど、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育が計画的に実施された。	無	児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、各学校において作成されている「道徳教育の全体計画」と「年間指導計画」を基に、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図っていく。また、その際、中学校区で重点目標を共有する等、9年間の系統性のある道徳教育を推進するよう指導・助言を行う。	教育指導課
(1)道徳教育の推進	②主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うため、社会参画への意欲や態度を育む内容を重点的に指導する。	道徳科の指導にあたっては、答えが一つでない問題に児童生徒が自分自身の課題として向き合い、考え、議論する授業づくりを推進した。 道徳教育の取組について、家庭や地域と連携・協力した推進を図った。	○ (達成)	道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、自己の生き方を考え、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための授業づくりを行った。また、道徳教育の取組については、学校だよりや学年だより等を通して、保護者と積極的に共有することで、家庭と連携し、児童生徒の社会参画への意欲や態度の育成を図った。	無	児童生徒がよりよい社会の形成に参画する意欲や態度を養うため、児童生徒の実態について、家庭や地域との共通理解を深め、家庭や地域と連携・協力し、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進していく。	教育指導課
(1)道徳教育の推進	③道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。	道徳科の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡会を実施するとともに、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校を指定し、道徳教育の推進を図った。	○ (達成)	大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（如是中学校区）では、「小中連携による9年間を見通した道徳教育の充実」をテーマに研究を進め、全7回の研究授業を通して9年間を見通した発達段階を踏まえた授業づくりを校区として推進することができた。	無	道徳教育の推進に関しては、特に、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために、互いの違いを認め合いながら理解し、自他を尊重する態度や広い心で相手の過ちを許す心情や態度を育成する。また、いじめの指導にあたっては、児童生徒の成長の機会と捉え、道徳科と関連付け、関係児童生徒や学級・学年など集団への指導を行う。	教育指導課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	①社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進める。	中学校区毎に小中学校9年間の「キャリア教育全体計画」を作成するとともに、全児童生徒が「キャリア・パスポート」を活用し、9年間のキャリア教育の取組を蓄積できるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	9年間のキャリア教育の取組を蓄積する教材であるキャリア・パスポート（令和2年度から実施）を効果的に活用し、児童生徒が自身の変容や成長を実感しながら、社会の形成者としての資質・能力が育まれるよう取り組んだ。	無	中学校区のめざす子ども像や学校教育目標との関連を踏まえ、教育活動全体を通して、地域や企業等との連携により、児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、将来を切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育成する。その際、公共施設等の活用に関して各学校を支援していく。また、児童生徒が自身の変容や成長を実感することができるよう引き続きキャリアパスポートを効果的に活用する。	教育指導課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	②自分が生活する地域社会に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。	令和3・4年度に改訂した小学校3・4年生用社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用した指導を促進した。	○ (達成)	社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用し、社会の一員としての自覚を育む教育を推進した。 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置校区については、学校の方針の共有を図ることで、地域の方と連携・協力した教育活動が進み、児童生徒が地域社会の一員としての自覚につながっている。 令和6年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答が、小中学校ともに前年度と比較し大きく向上している。	【8】	社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用事例の共有を図り、地域社会への理解を促進していく。 教科の学習を深め、各個人が学んだことを「よりよい社会づくり」につながる学びにするためにも、集団や社会の形成者としての資質・能力を育む「特別活動」の時間を充実させる必要がある。とりわけ、話し合い活動を通して合意形成を図り、自己の課題の解決や将来の生き方を描くために意思決定を行う「学級活動」の充実を図れるよう各学校の取組を支援する。 各教科や総合的な学習の時間に行う探究的な学習においては、児童生徒が異なる視点で意見を交流して互いに考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫をする。また、よりよい社会を目指し、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、社会の一員であることを実感できるよう工夫して指導をする。 コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、保護者・地域との連携・協力のもと児童生徒の市民性を育む教育を推進する。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	③児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するため、学習指導要領に則り、適切に指導を行う。	国旗・国歌の指導を学習指導要領に則って年間指導計画を作成し、適切に実施した。	○ (達成)	国旗・国歌の指導は学習指導要領に則り、社会科、音楽科、特別活動の各内容を関連付けながら年間指導計画を作成し、適切に実施するよう指導・助言を行った。国歌「君が代」は小学校学習指導要領においては、「いずれの学年においても歌えるように指導すること」とあるため、適切な時期に指導するよう指導・助言を行った。	無	学習指導要領に則り、年間指導計画の作成・実施を適切に行うことができるように、教育課程のヒアリング時等に、適宜指導・助言を行う。	教育指導課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	④児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自ら進路を選択する力を育成する。	高槻市進路指導研究協議会と連携し、進路選択を行うための支援を行った。また、各種奨学金制度についての情報を各学校・保護者に提供した。	○ (達成)	進路指導に必要な情報を随時提供することで、各学校の主体的な取組を支援することができた。また、各種奨学金制度について情報提供を随時行うとともに、障がいのある生徒や、日本語指導が必要な生徒等、配慮を要する生徒の進路指導に関しても、きめ細かな情報提供を行い、生徒が自ら進路を選択する力の育成につなげた。	無	児童生徒が将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成するために小学校段階からの9年間を見通した段階的な指導を進める。特に障がいのある生徒や日本語指導が必要な生徒等配慮を要する生徒や、長期の不登校生徒とその保護者に対して多様で主体的な進路選択ができるよう適切な説明や情報提供を行えるよう学校を支援する。	教育指導課
(3)人権教育の推進	①関係法令等を踏まえながら、学習指導要領に基づき、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進する。	各学校における人権教育の推進をめざし、人権教育研究学校として、市内で1中学校区を委嘱し、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進した。また、その実践を市内で共有し、人権教育の充実を図った。	○ (達成)	令和6年度人権教育研究学校（五領中学校区）では、「自ら問いを持ち探究的・協働的に学ぶ子どもの育成～地域と出会い、地域と学ぶ人権総合学習の創造～」を研究主題として取組を進めた。多様な地域での出会いを通して、地域に誇りを持ち、これからの社会を切り拓く力の育成につなげることができた。また、講師を招聘した研修を行うとともに、9月と12月には校区公開授業を実施し、校区としての取組の成果を市内小中学校や地域と共有することができた。	無	人権教育研究学校として、市内で1中学校区（令和7年度は、城南中学校区）を委嘱し、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進する。また、その実践を他の小中学校と共有し、人権教育の充実を図る。	教育指導課
(3)人権教育の推進	②人権感覚と人権意識を育むために、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育推進計画を作成し、指導方法を工夫しながら人権教育の充実を図る。	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行った。	○ (達成)	児童生徒の実態を踏まえて作成した「人権教育推進計画」に基づき、各学校の課題に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の計画的な推進を図ることができた。	無	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行う。	教育指導課
(3)人権教育の推進	③女性、子ども、障がい者の人権、同和問題、在日外国人、多様な性の在り方等、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育推進体制を整備し、計画的に指導を行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して各学校で行われている人権教育の具体的な実践の交流を図った。	○ (達成)	高槻市人権教育推進協議会の研究集会において、人権・部落問題学習、人権・共生教育、学力・進路、幼児人権と校種間連携、多文化共生の分科会を開催し、具体的な実践の交流を行う等、計画的な推進を図った。高槻市人権推進協議会冬期研究集会でも、高槻市人権推進協議会夏季研究集会と同じく、高槻市内の学校より実践報告が行われ、多くの教職員が参加し人権教育に関する学びを深め、人権課題の解決に向けて、人権教育の推進につなげた。	【9】	高槻市人権教育推進協議会の研究集会における実践報告を各学校の取組につなげるとともに、高槻市人権教育推進協議会の研究集会への積極的な参加を促し、各学校での人権教育の推進につなげていく。	教育指導課
(3)人権教育の推進	④集団の中で一人一人を尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切に育てる態度を育むため、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり、集団づくりを行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して市内各学校の教育実践の交流を行い、インクルーシブ教育の理念や人権尊重に根ざした「ともに学び、ともに育つ」教育活動の更なる充実を推進した。	○ (達成)	「ともに学び、ともに育つ」教育活動の充実に向けた教育実践の交流を通して、各学校のよりよい実践につなげ、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえた学校づくり、集団づくりを推進した。	無	障がい理解教育について、保護者の理解を啓発するとともに、全教職員の共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実や児童生徒同士の相互理解が深まるよう、一層の推進を図る。	教育指導課
(4)生徒指導の推進	①学校の教育活動全体を通して、豊かな人間性や社会性を育む指導の充実を図る。	不登校担当者連絡会を実施するとともに、各学校での魅力ある学校づくりを推進した。	○ (達成)	不登校担当者連絡会を開催し、不登校の未然防止の取組について交流を行った。また、各学校で意識調査やPDCAシートを活用するなどし、魅力ある学校づくりを推進した。	【10】	不登校の減少に向けて、新規不登校数の抑制とともに、不登校の兆しのある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を組織的に進めるよう指導・助言を行う。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(4)生徒指導の推進	②全教職員が共通認識のもと、組織的に一貫性をもって対応できるよう校内の生徒指導体制を整備するとともに、児童生徒の個別の課題に対し、適切で効果的な指導や支援を組織的かつ継続的に行う。	生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会等を実施するとともに、学校だけでは解決困難な事案に対して、学校問題解決チームを派遣した。不登校児童生徒支援室「エスペランサ」では、不登校状態にある児童生徒に対し、集団生活への適応を促すとともに学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施した。また、校内教育支援センターを全ての小中学校に設置するとともに、各中学校区に不登校等支援員を配置し、不登校の予防や早期対応への取組を支援した。	○ (達成)	いじめの対応については、広く捉えて早期に発見し、組織で対応するといった「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透は図られている。また、学校だけでは解決困難な事案に対して、「学校問題解決チーム」を派遣し、各学校の指導体制への支援を行った。 令和6年度の小中学校の不登校児童生徒数は、905人で過去最多となり、不登校児童生徒の急激な増加は、深刻な課題である。令和5年度は、不登校児童生徒支援推進モデル中学校区(2校区)で実施した漢字検定を、3つの中学校区に拡大し、市が受験料を半額負担し、取り組んだ。目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図ることができた。 令和6年度は不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした「校内教育支援センター」を、全ての小中学校に設置し、機能の充実を図った。また、エスペランサの入室希望の申し出や、学校には登校できない児童生徒への支援の機会につながるよう、不登校児童生徒やその保護者が、学校を介さずに直接申し込むことができる不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」を実施した。 令和6年度より、不登校担当者連絡会を開催し、「校内教育支援センター」の環境整備や不登校対策についての交流、専門家等を招聘した研修等を実施し、各学校の組織的な対応の強化を図った。	【10】	いじめの対応については、いじめが生じた後の支援や指導を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強い指導を積み重ねることが重要であり、教職員、保護者など関係する大人が連携して取り組めるよう、「学校問題解決チーム」の派遣など、学校支援を行う。 いじめ事案への組織的な対応について、令和7年度設置の教育委員会事務局内の法務相談体制を活用し、事案の複雑化を未然防止し、課題を整理し速やかな解決をサポートする。 令和7年度は「漢字検定」の取組を4つの中学校区で小学校5・6年、中学校1・2年を対象に、市が受験料を全額負担し実施することで、家庭背景等に問わず、全ての児童生徒が挑戦できる環境を整えた。今後、研究の成果を分析し、効果的な実施方法について検討を行う。 不登校担当者連絡会において、教職員向けの「不登校支援ナビ」を活用し、不登校支援や対策についての交流、専門家等を招聘した研修等を行うなど、不登校支援の中心を担う教員の専門性を高めるための取組を行う。また、いじめや不登校等、生徒指導に関する情報を一元化し、教職員が校内研修等で活用できるよう「生徒指導ポータルサイト」を作成する。 不登校等支援員を各中学校区に2名配置するとともに、小学校の「校内教育支援センター」の教室環境の整備を進め、組織的な不登校支援を強化することで、「校内教育支援センター」のより一層の充実を図る。また、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした自立活動を推進する。不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」については、継続して実施する。	教育指導課・教育センター
(4)生徒指導の推進	③体罰や高圧的な指導を根絶し、正しい児童生徒理解を基盤とした粘り強い指導や支援を通して、児童生徒との信頼関係を構築し、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保する。	各学校で「問題行動への対応指針」を活用するとともに、生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の生徒指導に関する対応について指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校で、学校の実態に応じた対応指針を作成し、活用できた。また、年間2回の生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の状況を把握するとともに、学校の取組や生徒指導に関する対応について指導・助言を行い、児童生徒が安心して学ぶことができる環境作りを推進した。	無	発達障がいなど配慮や支援が必要な児童生徒の中には、いじめの被害や被害になったり、また不登校などの課題を抱える場合が多いことから、特別支援教育に関する研修等を行い、教員が、児童生徒の課題や特性を理解した上で、生徒指導を行うことができるよう学校支援を行う。 教職員に生徒指導提要の趣旨の浸透を図り、学習指導と生徒指導の関連を図りながら、児童生徒の自立や協調といった内面的な成長を支える働きかけを行う。	教育指導課

○重点目標1－3 健やかな体の育成

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全教育の充実・推進	① 中学校区ランドデザインに学校安全の取組を位置付け、中学校区内での取組を推進する。	学校安全推進責任者会議において、中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施した。 中学校区内の学校間で、学校安全に関する連携を行った。	△ (概ね達成)	中学校区ごとに不審者侵入の際の対応や学校安全計画の評価・見直し等について意見交換を行うことを通じて、中学校区内で学校安全についての考え方について共有することができた。 また、中学校区内の学校間で、避難訓練の相互見学を行う等、連携することができた。	【11】	引き続き学校安全推進責任者会議において中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施するとともに、中学校区内の学校間の安全連携を推進する。	学校安全課
(1)安全教育の充実・推進	②学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害安全」に係る教育を計画的に実施する。	学校安全の3領域を網羅した安全教育副読本「たかつき安全NOTE」を活用しながら系統的・体系的な安全教育を実施した。 学校安全の3領域の観点から作成した校区安全マップを全児童生徒に配付するとともに、安全教育・安全指導に活用した。	○ (達成)	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全の3領域についての児童生徒の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。 また、各学校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の3領域が網羅的に実施される計画となっているか、確認及び指導助言を行った。	【12】	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるように取り組んでいく。 また、「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用好事例を、セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校の取組成果を中心に収集、学校安全推進責任者会議等を通じて普及することで、各学校での安全教育がより効果的に実施されるよう図る。 加えて、学校安全計画に、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う。	学校安全課
(1)安全教育の充実・推進	③災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組む。	災害発生時に児童生徒が主体的に行動する態度を養うために、各学校で非常時を想定したより実践的な避難訓練（授業時間以外の災害発生想定、児童生徒に予告せずに訓練、負傷者の発生を想定した訓練等）を実施した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議を通じて、実践的な避難訓練のポイントや好事例等の周知を図った。 各学校においては、授業時間以外の想定での避難訓練や、負傷者の発生を想定した避難訓練、児童生徒に予告せずに実施する避難訓練など、ほとんどの学校が現実に発生しうる状況を想定した避難訓練を企画・実施するとともに、訓練に際し、児童生徒へ「たかつき安全NOTE」を活用して事前・事後指導を行うなど、避難訓練から得られる学びを高める取組を行った。	【13】	セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で蓄積した実践的な避難訓練の好事例を、学校安全推進責任者会議や公開避難訓練等を通じて発信していくことで、各学校の避難訓練の改善及び充実へつなげていく。	学校安全課
(1)安全教育の充実・推進	④教職員の学校安全に関する意識や対応能力、指導力を高めるとともに、安全教育に係る教材の充実を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルや学校安全計画を見直すための知識や技能の習得やセーフティプロモーションスクール認証校区の取組等の発信を通じ、各学校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。 「たかつき安全NOTE」や「校区安全マップ」と併せて、時期に応じて関係機関から提供される安全教育教材や安全啓発物品の活用を推進することで、各学校の安全教育に係る教材の充実を図った。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議において教職員の学校安全に関する知識や技能について育成を図ったほか、6月の「子どもの安全確保推進月間」において、教職員による学校施設・設備の総点検や、大阪府北部地震を風化させないための取組としての児童生徒への防災教育の実施等を通じて、教職員の安全意識の高揚に努めた。 また、セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の学校での、地震の発生時に対する対応訓練を各学校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及及び危機管理マニュアルを組織的に見直す機会を提供することができた。 校長研修として、過去に本市で発生した学校事故や災害被害の詳細について改めて共有を行うことで、過去の事故・災害被害を風化させず、教訓として安全安心な学校づくりを推進するために、校長がリーダーシップを発揮できるよう意識啓発を行った。 教頭研修として、それぞれの勤務校における学校安全推進責任者の役割の理解や学校組織として実施する避難訓練をより実践的なものへとブラッシュアップする手法や、過去に発生した不審者事例を通じた学び等を提供することにより、「教頭の立場で考え、実践する安全・安心な学校づくり」について発信を行った。 熱中症事故や水難事故等、季節性を伴う事故や災害の防止に向けて、「たかつき安全NOTE」や「校区安全マップ」、各種注意喚起通知と併せて、他機関の提供する安全教育教材を時機を捉えて提供し、児童生徒の安全確保を図ることができた。	【14】	学校管理職との情報共有及び学校安全推進責任者会議や教職員向けの研修を活用し、教職員の安全に関する意識・知識の向上を図る。 また、各学校に持ち帰った成果を現場で着実に活用させるための支援を適切に行い、児童生徒の実態に応じた展開を図っていく。	学校安全課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)健康教育の充実・推進	①健康に関する知識を身に付けることや健康な生活を実践することについての資質・能力を育成する。	教育課程ヒアリング時に体育科・保健体育科の年間計画を確認するとともに、発達段階に応じた資質・能力を身に付けられるよう指導・助言した。	○ (達成)	体育科・保健体育科において、実生活に則した事例を基に、事例と自分の生活を結びつけた知識の理解を深め、自他の健康に感心を持ち、生涯を通じて健康の保持増進や回復に向けて主体的に取り組むことができるような指導内容や指導方法の工夫改善を進めることができた。また、医師や看護師などの外部講師を招聘したがん教育について情報提供を行った。	無	引き続き、学習指導要領の体育科・保健体育科に示された健康の保持に関する内容を児童生徒が確実に習得できるようにするとともに、社会の変化に伴う新たな健康課題の解決に向け、心の健康や生活習慣病などの予防についての内容を充実させるよう、指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課
(2)健康教育の充実・推進	②望ましい食生活を身に付けるために、調理実習や農業体験等の体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、地域や家庭と連携し、食に関する指導を実施する。	各学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、計画的に取り組むよう指導・助言を行った。農業関係者等の協力を得ながら、農業体験学習を推進した。	○ (達成)	「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育全体を通じて、地域や家庭と連携し、食に関する指導を推進することができた。また、農業体験学習を通じて、農業や環境に対する理解を深め、食に関する興味関心を高めることができた。	無	引き続き、児童生徒の実態を踏まえつつ、体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、各学校が、家庭や地域と連携・協力しながら指導ができるよう指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課
(2)健康教育の充実・推進	③食を大切に作る心の育成や食に関する正しい知識の習得、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進する。	地元産の米や野菜などを学校給食に使用することで、地産地消の取組を推進した。	○ (達成)	週3回を目安に、地元産米「ヒノヒカリ」を使用した米飯給食を実施した（年間使用量236,570kg）ほか、地元産米を使用した米粉パンを年2回提供した。また、地元農家の協力を得て、地元産野菜（じゃがいも、たまねぎ、大根、にんじん、干ししいたけ）を学校給食に使用した（年間使用量約7,570kg）ほか、「高槻農産物の日」として、全小中学校で地元産野菜を提供する日を設け、児童生徒の高槻の農業への関心を高めることができた。 そのほか、市立小中学校の給食費無償化を継続し、家計負担の軽減を図りながら安心安全な給食を提供するとともに、給食を通じて教育の一環である食育を推進することができた。	【15】 <1～2>	引き続き、地産地消の取組を継続し、食育の推進に努めている。	教育指導課・保健給食課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査等各種データをもとに、児童生徒の体力や運動習慣の実態を把握し、改善に向けた取組を通じて、子どもの体力の向上に関する組織的・継続的な検証改善サイクルを確立する。	体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。	△ (概ね達成)	調査結果等各種データを元に各学校における児童生徒の体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校（59校）で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。 令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和5年度）と比較して体力合計点が、小中学校の女子で下回り、小中学校の男子は上回る結果となっているが、いずれも全国平均と比較して低い状況にある。	【16】	これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、体力向上に向けた取組を全校で推進していく必要があると考えている。校長の強いリーダーシップのもと、体力向上に向けた取組の優先順位を上げ、小中学校が連携し、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくりや、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実を図る。具体的には、市教育研究会体育部会、保健体育部会と連携し「授業づくり」の視点での課題分析を行う。前年度の全国体力調査の結果等をもとに各学校で年度当初に作成している「体力づくり推進計画（アクションプラン）」について、令和6年度から実施の小学校3・4年生スポーツテストの結果を踏まえ中間見直しを行い、後期に取組に生かす。 体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と、活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	教育指導課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	②体育科、保健体育科の授業においては、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することにより、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう指導する。とくに、安全に留意する態度の育成を図る。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、運動の楽しさや喜びを実感することができるような授業づくりを行うよう、指導・助言を行う。 水泳授業の実施に関し、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を行う。	△ (概ね達成)	これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ体育指導の研修を実施するとともに、市教育研究会体育部会・保健体育部会による研究活動と連携のもと、安全に留意し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の育成を目指す、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、同調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、「楽しい」と回答した児童生徒の割合は、中学校は男女とも令和5年度と比較して上昇したものの、依然として全国平均より低い状況にある。 水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を進めた。	【17】	体育科の小中連携加配教員配置校（令和7年度は、第一中、阿武野中、阿武山中）においては、小学校の指導を、専門性の高い中学校の教員が行っているが、その取組事例を市内小中学校に発信することで、小学校での教科担任制の充実を図る。また、全国体力調査の結果が向上している学校の好事例を全小中学校に周知することで体力向上の取組を推進する。 水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について試行実施（令和7年度は小学校2校）を行う。	教育指導課・教育総務課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	③児童生徒の運動習慣を育むため、特別活動や運動部活動等、学校教育活動全体を通じて、体を動かす機会の充実を図る。	児童の体力向上と運動やスポーツに親しむ意欲を育むため「小学校なわとび検定」を実施した。また、中学校における部活動の活性化を図るため、中学校総合体育大会を開催した。	△ (概ね達成)	「小学校なわとび検定」を25校が実施するとともに、中学校総合体育大会には、市内公立中学校(18校)と私立中学校(4校)の計22校が参加した。令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査(令和5年度)と比較し、1週間の総運動時間が、小学校の女子については上回る結果となった。	【18】	「小学校なわとび検定」を実施するとともに、中学校総合体育大会を開催する。各学校において、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実が図られるよう指導・助言を行う。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が向上している学校の好事例を全校に周知することで体力向上の取組を推進する。	教育指導課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	④体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	○ (達成)	体育の指導に係る教員に対して学校安全研修を開催し、体育活動における安全指導について、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行った。「高槻市学校事故調査委員会」答申(令和3年12月24日)の内容を踏まえ、安全に配慮した指導の徹底について周知を行った。	無	引き続き、体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	教育指導課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	⑤児童生徒の健やかな体を育成するため、家庭や地域との共通理解を深め、協働した指導の充実を図る。	中学校では専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣するとともに、武道を安全かつ円滑に実施するため、各学校に外部講師を配置した。	○ (達成)	中学校の部活動の活性化を図るため、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣した。武道を安全かつ円滑に実施するため、中学校2校に外部指導者を配置し、教員と連携して指導計画を立て授業にあたった。今後の部活動の在り方については、庁内の関係課からなる検討会議において、部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に関わる事項を議題にし、令和7年度からの学校部活動の地域クラブへの移行に向け、検討を行った。	無	学校部活動の地域クラブへの移行については、令和7年度より、休日の一部の種目で試行実施を行う。接続可能な環境を段階的に整備することで、生徒の豊かなスポーツ、文化芸術活動の実現を図る。	教育指導課・教育政策課

○重点目標2-1 学校力の向上

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全・健康対策の充実・推進	①学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保する。	校舎改修は老朽化の進行度合いを確認し、年度計画に基づき改修を進める。 トイレ整備は全校への洋式・乾式化を推進する。 エレベーター設置は障がいをもった児童の入学・在学状況から、優先度合いの高い学校への設置及びそれに伴うバリアフリー化を進める。 体育館空調については、令和5年度から令和7年度までの3年間でのエアコンの全校設置を目指す。	○ (達成)	校舎改修・トイレ整備・エレベーター設置にかかる改修工事及び実施設計等を実施し、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境を充実させることができた。 体育館空調については、令和6年度は小学校18校、中学校9校でエアコンを設置した。	【19】 <1～7>	本市の学校施設は昭和40年代に建設されたものが多く、老朽化が進行している。そのため、令和元年度に策定した「学校施設整備方針」に基づき、学校等施設の長寿命化を図るとともに、コスト縮減と教育環境の充実との両立を目指し、事後保全から予防保全への転換を図っていく。 トイレ整備は校舎内トイレの洋式・乾式化の一層の推進を図る。 エレベーター設置は引き続き、障がいをもった児童の入学・在学状況から、優先度合いの高い学校へ設置を進める。 教室空調については、今後も老朽化するエアコンの更新と新たに必要となる教室への設置を図っていく。 体育館空調については、引き続き令和7年度までの全校へのエアコン設置を進める。	学校安全課
(1)安全・健康対策の充実・推進	②学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図る。	教職員が実施する施設点検について、学校安全推進責任者会議での説明や希望校でのワークショップの実施を通じて、より一層の安全確保を図った。 小学校に警備員の配置を行い、学校と連携し、児童在校時における安全確保に努めた。 登下校時の児童の安全確保のため、小学校区における幹線通学路の整備要望及び「通学路の危険箇所連絡窓口」に寄せられた情報について、関係機関と連携し、現地調査等を踏まえ所要の改善・調整を行った。	○ (達成)	説明やワークショップでの学びを通じて、教職員による点検がより適切なものになった。 警備員を配置したことによって、在校時の児童の安全確保を図り安全な学校環境を維持することができた。 通学路の安全確保については、「通学路安全プログラム」のもと、関係機関との連携を深化させながら、課題の解消に向けて粘り強く取組を進めることができた。	【20】	引き続き、教職員と連携した施設点検の体制構築に向けて取り組む。 小学校への警備員配置は不審者侵入防止対策の要として機能しており、引き続きの配置を行うとともに、不審者侵入に対する対応策と校内の情報共有システムの強化を検討していく必要がある。併せて中学校への不審者侵入防止対策について、検討を進める。 通学路については、「通学路安全プログラム」のもと、一斉点検調査等の取組を進め、保護者や地域住民、関係機関等との連携の中で、安全確保のより一層の推進に努めていく。	学校安全課
(1)安全・健康対策の充実・推進	③学校安全推進責任者を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直し等を行い、学校の安全体制の強化を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルや学校安全計画を見直すための知識や技能の習得やセーフティプロモーションスクール認証校区の取組等の発信を通じ、各学校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った(再掲)。 各学校から提出された学校安全計画及び危機管理マニュアルの確認を行い、各学校の実態に応じた形への改訂作業を支援した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議において教職員の学校安全に関する知識や技能について育成を図ったほか、特にセーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の学校での、地震の発生時に対する対応訓練を各学校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及及び危機管理マニュアルを組織的に見直す機会を提供することができた。 また、各学校の実情を踏まえて改訂を行った危機管理マニュアルに対し指導・助言を行うことで、より多角的な目線で検証がなされた危機管理マニュアルを各学校が備えることができた。	無	セーフティプロモーションスクール認証校区の取組や学校安全に関する取組状況調査の結果から得られた知見を各学校に拡げていくことを通じて、学校全体の学校安全に係る水準の向上を図っていく。 また、各学校の危機管理マニュアルを、実態に応じた形での活用を推進するとともに、学校安全計画に、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う(再掲)。	学校安全課
(1)安全・健康対策の充実・推進	④セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進する。	セーフティボランティアについては、活動物品の作成や活動保険加入、研修会の開催を通じて支援を行った。 「こども見守り中」の旗については、子どもを地域で見守り育てる意識づくりを推進するため、掲示協力を地域・家庭に呼び掛けた。また、高槻警察署の「スクールサポーター」とともに、全小学校の登下校を巡回し、児童生徒の安全確保を図った。	△ (概ね達成)	セーフティボランティア登録者の高齢化及び高年齢者雇用安定法による雇用の定年引き上げ等を背景として、セーフティボランティア登録者の大部分を占める60歳以上の層については今後も登録者数の減少が想定され、既存の形での子ども見守り活動の協力者の獲得が困難な状況となっている。 そのため、引き続きセーフティボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、1年生保護者を中心に「子ども見守りサポーター」のキーホルダー等の啓発物品の配付を行い、①子どもの見守り活動は保護者や地域が自分事として参加すべき対象であること、②「ながら」見守りをはじめとする、自らができることから見守り活動に参加してほしい旨の啓発活動を行うとともに、高槻警察署ほか関係機関との連携を適切に図った。	【21】 <1～2>	持続可能な見守り体制の構築に向け、今後もセーフティボランティア登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力の呼びかけの一層の推進を図るとともに、保護者や地域に対し、子ども見守りサポーターのロゴマークが入ったキーホルダーを保護者等に配布し、子ども見守り活動の啓発に繋げていく。	学校安全課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑤学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援する。	物品の配付や会議への参加等を通じて、全小中学校区に設置している「地域安全センター」の活動を支援した。	○ (達成)	学校、地域、警察、行政が安全に関して情報共有する場として、地域安全センターの活動を適切に推進することができた。	無	セーフティプロモーションスクールの取組により得た知見を全校へ広げていく中で、コミュニティ・スクールとの連携等も検討していく。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑥セーフティプロモーションスクール認証取得に係る取組から得られた知見を各学校に普及し、市全体の学校安全に係る水準の向上を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルの改訂についての考え方や学校安全計画の見直し方等の発信を通じ、各学校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。(再掲)  各学校の学校安全に必要な物品等を購入するための予算を各学校に配当し、各学校の学校安全推進に必要な物品の購入を支援した。	○ (達成)	セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の小中学校において、水泳指導中における事故に対する対応訓練を各学校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及を図ることができた。(再掲) 各学校が危機管理マニュアル(テンプレート)を基に、各学校の実情を反映させて新たに作成した危機管理マニュアルに対し指導・助言を行うことで、より多角的な目線で検証がなされた危機管理マニュアルを各学校が備えることができた。(再掲) 各学校に配付したセーフティプロモーションスクール認証校の知見を反映して作成した学校安全計画を基に各学校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の3領域が網羅的に実施される計画となっているか、確認及び指導助言を行った。(再掲) 学校安全推進責任者会議で示されたセーフティプロモーションスクール認証校が導入した学校安全に活用している物品を参考に、自校の状況を踏まえた学校安全に関する物品を購入・活用することができた。	無	今後も学校安全推進責任者会議や各種研修において、セーフティプロモーションスクール認証校の取組から得られた知見を各学校へ広げていくことを通じて、学校全体の学校安全の水準の向上を図っていく。 また、第三中学校区における地域と協働した取組による、ランドデザインに基づく学校安全に係る取組成果を集約し、各学校への発信に努める。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑦感染症の感染拡大を防止するため、適切かつ迅速な対応に努める。	国や府の方針等を注視し、各学校や保健所等の関係機関と連携しながら、感染拡大防止に努める。	○ (達成)	国や府からの通知に基づき、適切な感染対策を実施したことで学校内での感染抑制につながった。また、在校生の健診や就学前の健診においても、感染防止対策を施しながら適切に実施することができた。	無	引き続き、保健所等の関係機関と連携しながら情報を共有し、国や府からの通知に基づいた適切な感染拡大防止に努めていく。	教育指導課・ 保健給食課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑧学校環境衛生基準に基づく検査を実施する等、安全な環境の維持に努める。	各小中学校において、学校保健安全法に基づく教室の温度や湿度、プールの水質検査等の環境衛生検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努める。	○ (達成)	学校環境衛生基準に基づく検査として、教室等の空気検査、温度検査、飲料水検査等を実施したほか、総トリハロメタン濃度検査を含むプール水質検査等を実施することで、健康的で快適な学習環境を維持した。	無	引き続き、学校環境衛生基準に基づく検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努めていく。	保健給食課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑨学校給食における食中毒を防止するため、調理場のドライ運用を徹底する。	各調理場において、衛生管理マニュアルに基づいた運用を行うことにより、細菌等が繁殖しにくい低湿な環境を保つよう努める。	○ (達成)	衛生管理マニュアルに基づいた運用を継続して行い、細菌等の繁殖を抑えるなど衛生管理を徹底することで、安全安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、衛生管理マニュアルに基づく指導を継続し、調理場における衛生管理の徹底に努めていく。	保健給食課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑩安全安心な給食を実施するため、食物アレルギー対応に関する指導を徹底する。	各小中学校において、食物アレルギー対応マニュアルや学校生活指導管理表等に基づき、誤食の防止の徹底やアレルギー発症時の適切な対応に努める。	○ (達成)	アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には、毎月献立表と物資配合割合表を配付し、アレルギーの原因食品を含むメニューが配食されないように努めた。また、「鶏卵、うずら卵、牛乳」の3品目については、調理段階で取り除いたものを個別の容器に入れて提供する除去食を実施したことで、安全安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、アレルギー対応マニュアルに基づく指導を継続し、安全安心な学校給食の実施に努めていく。	保健給食課
(2)学校の組織 力の向上	①校長がマネジメント力を発揮し、各教職員の専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進する。	学校の教育活動を充実するために、教職員の専門性を生かしつつ、専門的な外部人材を活用した学校運営ができるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程の届出に合わせて、全学校の校務分掌の状況を確認した。またそれをもとに教育課程ヒアリングにおいて全校を訪問し、学校の課題に応じた校内組織体制の構築に向けての指導・助言を行った。	無	各中学校区のめざす子ども像及び各学校の学校教育目標の実現のため、各学校が様々な職種の専門性を発揮した校内組織体制づくりが推進できるよう、指導・助言を行っていく。	教育指導課
(2)学校の組織 力の向上	②首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を推進する。	首席会を年間5回(集合3回、オンライン2回)実施し、首席として期待される役割や目標達成に向けた組織運営の在り方等の研修を行った。指導教諭等と経験の浅い教員をコーディネートし、授業力の向上への助言を行うなど相談体制の構築を図った。	○ (達成)	首席の職務を理解し、ミドルリーダーとして何をすべきかが浸透してきている。学校教育目標をふまえた上で、コーディネーターとして同僚にどのように働きかけていくのかをイメージし、目的・目標に立ち返りながら進む意識を高めている。指導教諭については、指導内容がそれぞれ異なるが、経験の浅い教員と関わることで、指導力を向上させると同時に、指導教諭自身が理論と実践について考える機会となっている。	無	首席会を定期的に実施し、次の管理職を担う存在として、育成の観点で研修を行う。また、校長のビジョンを理解し、学校運営に反映しながら教育活動が進めるよう働きかけていく。指導教諭は経験の浅い教員との相談対応を充実させ、教員のメンタルケアにもつなげたい。また、教育センター主催の研修講師として専門性を生かしながらさらなる活動の活性化を図りたい。	教職員課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)学校の組織力の向上	③共同学校事務室を通じて、学校事務の水準の維持・向上を図り、学校事務職員が学校運営に積極的に参画できる組織運営を推進する。	令和5年度より共同学校事務室に移行し、事務支援センターを拠点としながら、学校事務・業務に係る全市的な課題に対応するため、研修及び学校事務効率化等の支援・改善を実施した。	○ (達成)	共同学校事務室として、事務支援センターを中心に共同学校事務室内に設置した6中学校区ごとの「ブロック」や2中学校区ごとの「分割ブロック」を活用した共同実施が円滑に進んでいる。共同実施による相互支援によって「質の向上」「ミスや不正の防止」「人材育成」の追求を図ることができている。	無	事務職員が学校運営及びブロック単位で主体的かつ自立的に活躍できることをめざしていく。また、新規採用者や経験の浅い職員に対し、「人材育成」の観点で共同学校事務室を活用した研究を進めたい。	教職員課
(2)学校の組織力の向上	④いじめ・不登校・虐待等の悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するため、多様な相談窓口や専門家による相談体制を整備する。	心理、ことばの発達など教育上課題のある児童・生徒、保護者などへの面接相談を臨床心理士等の専任の相談員が行った。また子どもと保護者の教育に関する不安や悩みについての電話相談を実施した。	△ (概ね達成)	面接教育相談は1,391件で、主訴別相談件数では、「発達」に関するものが最も多く、次に「不登校」、その次に「ことば」に関する相談が続いた。「発達」に関する相談は、発達の課題によって、特別な支援が必要な子どもたちの子育てに係る相談が増えている。また、主訴を背景に課題が複数に渡る複合的な相談も増加している。 電話教育相談は240件で、幅広い対象者からの相談が寄せられた。年齢別に見ると、小学生に関する相談が多く寄せられた。相談内容は、小学生は「発達・ことば」「不登校」に関わる相談が、中学生は「子育て・しつけ」「不登校」にかかわる相談が多くなっている。 教育相談では、児童生徒本人や保護者にきめ細かく対応し、相談体制を充実することができた。	【22】	教育センターの面接教育相談については近年、様々な相談先が増加していることから、減少傾向にある。また令和6年度4月から10月までことばの発達相談員(言語聴覚士)に欠員があり、ことばの相談を休止していたため、前年度と比較し相談件数が減少している。今後、面接教育相談の申し込みは、これまで電話でのみ受け付けていたが、より相談者が申し込みしやすいように、市ホームページや教育センターホームページにて電子申し込みを活用した仕組みを整える。今後も複雑・多様なニーズへの対応が増加することが考えられるため、職員の専門性の向上に努めるとともに学校、関係機関等と連携し特に緊急を要する相談については迅速な対応を行っていく。	教育センター
(2)学校の組織力の向上	⑤子どもや保護者等の教育上の不安や悩みを解消・軽減するため、専門家による面接相談や電話相談、関係機関との連携等を充実する。	全中学校区に加え、小学校全校にスクールカウンセラーを配置した。 また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	全中学校区に加え、小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、その他必要に応じて緊急派遣を行うなど、学校での教育相談体制の充実を図ることができた。 令和6年度は、教育委員会に配置のスクールソーシャルワーカーを3人から6人に増員を行った。その結果、前年度比較し、支援件数の増加のみならず、学校等で行うケース会議や、不登校対策会議等の校内会議への参加が大幅に増加し、専門性を生かした学校への支援を行うことができた。	【23】	学校や教育委員会への繰り返し求められる要求や、いじめ重大事態への対応、学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。特に学校現場では、事案の初期対応の段階から、法務の専門家に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることから、令和7年度設置の教育委員会事務局内の法務相談体制について、よりよい仕組みとなるよう検証・改善を行う。 学校での教育相談体制を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのケース会議等への参加について、さらに促進していく。 増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。	教育指導課
(2)学校の組織力の向上	⑥教職員の働き方改革を推進し、学習指導の質の向上等、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図る。	校務支援システムの効果的な運用に向けて、管理と改善を図ることで教職員の働き方改革を推進する。	○ (達成)	教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムについて、校長会等と連携しながら、課題整理を進めている。申請等の手続きに費やす時間を短縮し、教育活動に時間的な還元ができるよう、開発企業とも随時会議をもち、システムの改修を行っている。また、事務職員を中心しながら、旅費申請に関するマニュアルを作成し、改善点について開発企業に働きかけた。令和7年度のシステム改修をもって完成の予定である。	無	校務支援システムについては、業務の効率化が進められるシステムになるよう、随時改修を進め、学校現場の働き方改革を後押ししていく。また、システム運用におけるエラー等の事例については市内でも共有し、再発防止に務める。教員の本来担うべき学習指導、生徒指導の優先順位を上げ、教員の資質・能力の向上への取組を、より一層推進する。 令和7年度、教員業務支援員を24校(中学校18校、小学校6校)に配置することで、教員の負担を軽減し、教員が本来担うべき学習指導や生徒指導に注力できるよう、学校の環境整備を行う。今後の配置については、状況を把握しながら効果を検証する。各学校の教員の働く環境の整備が進むよう、校長会とも連携し取組を進める。	教育指導課・教職員課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)学校の組織力の向上	⑦個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、学校園が作成・保管する個人情報の保護及び公文書等の適切な管理を徹底する。	高槻市学校教育情報セキュリティポリシーを徹底し、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識の取得を目的として、校内担当者、新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。	○ (達成) 教育センター主催の「情報教育担当者会」にて、各学校1名配置の情報担当者を対象にした情報セキュリティ対策の徹底に周知を図った。 オンライン授業の実施においては、「オンラインを活用した学びの保障等に関する留意事項について」に基づき、個人情報保護を行ったうえで、実施した。 新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。また、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーに基づき各学校の情報セキュリティ状況を確認するため、自己点検を実施し情報セキュリティの啓発に努めた。	無	年3回の情報教育担当者会を通じ、各学校1名配置の情報担当者を対象として、情報セキュリティの研修を行うことで、校内の周知に努める。経験の浅い教職員の認識不足による個人情報等の不適切な取扱いにつながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。 情報セキュリティに関して、教職員に対して社会動向の変化に対応した研修を実施する。	教育政策課・教育指導課・教育センター
(3)教職員の資質・能力の向上	①「高槻市教職員研修方針」に基づき、経験の浅い教職員、ヤングリーダー、ミドルリーダー、管理職等各キャリアステージに応じた教職員研修や、本市の教育課題に即した教職員研修を効果的、計画的かつ体系的に実施することで、「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を図る。	教職員の資質・能力、実践的指導力の向上を目指し、自ら学び、成長する教職員の育成と指導・支援の充実を図ることを目的に、教科指導、道徳教育、学校安全、情報教育、特別支援教育に関する研修を企画、実施した。 学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。 人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」を活用した。	○ (達成) 初任者研修(1年次)20回、フレッシュ・スキル研修5回、フレッシュ・教師力研修14回、管理職研修13回、教務主任等研修5回の他、授業力の向上に向けた研修、教職員のキャリアステージや職能、教育課題等に応じた研修を企画、実施した。(オンライン研修含む) 教育センター研究校からの依頼を中心に、学校訪問による校内授業研究支援を延べ159回実施し、3,310人の教職員が参加した。教育センターにおける研修と合わせると、実施回数は378回、参加人数は13,204人であった。 教職員が研修に参加しやすいよう対面研修を中心としながらも、遠方の講師によるオンライン研修や、都合の良い時間に繰り返し見返すことができるオンデマンド研修等を効果的に組み合わせ、教職員の資質・能力の向上を図った。また、研修講師や研修内容など詳細な情報を含めた研修案内を、すべての教職員が見やすいよう、メールで送付することで、研修参加の意欲を高めた。 共同研究推進担当者会では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、実践校の取組報告などを通して、各学校に広く発信及び普及し教員の資質・能力の向上に寄与した。 教育センターと共同研究を行う学習指導拠点校区(第一中学校区)を委嘱し、学習指導についての研究を進めた。校内に全教職員が複数のグループに分かれて授業研究を行う「研究班」を組織し、教育センターの指導主事も参加して授業参加や意見交換を行うことを通して、互いに学び合う関係の構築や、授業力の向上につなげることができた。(再掲) 人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の対象を令和5年度に、これまでの「連携型小中一貫教育の推進をさらに効果的に進める教員の区分」等に加え、「学習指導拠点校区の取組に携わり授業力を高めたい教員の区分」、「SPS認証校における学校安全の取組に携わり、学校安全についての認識を深めたい教員の区分」に拡大し、令和6年度も引き続き取り組んだ。	【24】 〈1～2〉	本市の課題や学校のニーズを反映し、令和7年度は、不登校、体力向上、教育相談等に関する研修についてシリーズ化して実施するとともに、各キャリアステージに応じた研修を計画・実施し、教職員の資質・能力の向上に努める。また、研修の実施に際して、事前課題の動画を視聴してから研修に参加するなど、教職員がより主体性を持ち研修に臨めるよう工夫を行う。 共同研究推進担当者会は、自校だけでなく、校区で子どもにつけたい力を見据え、各学校へのヒアリングも行いながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を実施する。 学習指導拠点校区として、学習指導の改善について研究を行い、その成果を普及することで市内教員の指導力向上を図る。(一部再掲) 公募による人事異動を行う「「トライシステム」の活用を促し、校種間の人事交流や、人材育成を促進する。 教職員が教育公務員としての自覚を持ち、服務規律の徹底を図るべく、様々な機会を活用し、不祥事防止に向けて取組を進める。	教育センター・教職員課
(3)教職員の資質・能力の向上	②研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、相互に資質能力を高め合う職場環境づくりを進める。	受講履歴記録システムを導入し、教職員の研修受講履歴を記録した。また、管理職と教職員の対話を通じた研修受講奨励を推進し、教職員の学びを言語化し振り返ることで資質向上につなげた。	○ (達成) 令和6年度より本格実施をしている研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が教職員に研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行えるよう校長会等において教職員研修について案内した。教職員の資質・能力の向上に向けた研修計画を作成し、各学校への情報提供を行ったり、各学校の授業研究の取組を支援したりすることで校内で学び合う職場環境づくりを支援した。教職員が自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、参加者自身が研修の振り返りを行うことで学びを深められるようにした。	無	研修受講履歴の記録を活用して、管理職が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、自覚と責任を持ち、自らの専門性を高めていくことができるよう取り組む。	教育センター

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価	結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(4)教育環境の整備	①より質の高いICT教育の実現に向けて、ICT機器を適切に維持管理し、計画的に更新する。	老朽化に伴う機器更新を行った。 教育ネットワークシステムの更新に着手した。 オンラインによる会議や研修の実施のほか、児童生徒間の交流の実施等、ICTを効果的に活用した取組を行った。	○ (達成) 機器の老朽化に伴い、小学校のプリンタの更新を行った。 GIGAスクール構想により大きく変化した学校ICT環境を、より効果的効率的に利用できるシステムへ更新するため、外部のコンサルティング事業者も活用し、教育ネットワーク更新に着手した。 各学校において、オンラインによる中学校区の教職員の会議や研修、児童生徒間の交流など様々な場面で、ICT機器を効果的な活用が浸透している。また、夏季教育セミナーでは、高槻城公園芸術文化劇場での全体会を、各学校でも見られるようオンライン配信を行った。	無	各種ICT機器について、計画的に更新を行う。 児童生徒の1人1台端末について、令和7年度に小学校、令和8年度に中学校の更新を計画的に行う。 教育ネットワークシステムの更新を着実に実施する。 効果的に実施されているオンラインによる会議や研修、児童生徒間の交流について推進する。年3回の情報教育担当者会において、情報交換や好事例の共有により、各学校における教育環境の整備をさらに進めていく。	教育政策課・教育センター
(4)教育環境の整備	②学校図書館の機能強化に向けて、計画的な蔵書の更新と環境整備を行う。	各学校の司書教諭等で構成される高槻市学校図書館運営協議会及び司書教諭連絡会で、学校図書館の整備充実のための各学校の取組を交流し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能強化を図った。	○ (達成) 学校図書館の環境整備としては、令和5年度から令和8年度の4年間を「学校図書シン100万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図った。また、令和6年度より、全中学校区に校区学校司書を配置し、司書教諭と学校司書が連携し、9年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築できた。これにより、小中学校ともに、開館日数や開館時間の増加につながった。	無	学校図書館の環境整備としては、令和5年度から令和8年度の4年間を「学校図書シン100万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図る。また連携型小中一貫教育の枠組みを生かし、全中学校区に配置の校区学校司書を、自校の学校図書館のみだけでなく、中学校区で効果的に活用できるように取組を進める。 学校図書館が、タブレット、図書、辞典、新聞等の情報ツールのそれぞれの特長を生かした活用方法を学べる場となるよう環境整備を推進する。各学校における図書の選定・廃棄が適切に行われるよう、司書教諭連絡会において引き続き指導・助言を行う。また、学校図書館と市立図書館のよりよい連携の在り方についても、引き続き市立図書館と連携し研究を進める。	教育指導課
(4)教育環境の整備	③障がいにより配慮を要する場合には、児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を受けることができるよう学習環境の整備を進める。	生活介助支援員、学習活動支援員の配置を行った。 また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して看護師免許を持つ医療的ケア支援員を配置した。	○ (達成) 命にも関わる障がいのある児童生徒の医療的なケアや、特別支援教育支援員を配置し、学校で過ごすうえで合理的な配慮を要する児童生徒の生活面や学習面の支援を行った。 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、看護師の配置体制を整備し、よりよい医療的ケア実施体制を構築することができた。 通級指導教室において指導を受ける児童生徒のニーズが高まっていることから、令和6年度は、小学校12教室、中学校3教室の増設置を行った。	【25】 (1～2)	令和7年度は、看護師免許を有する医療的ケア活動支援員の安定的な配置を行うため、市内小学校1校において、看護師派遣業務を外部委託する。今後、外部委託の効果検証を行い、より安定的な看護師の配置につながるよう研究を進める。 一人一人の障がいの状況に応じた学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備、とりわけ通級指導教室の増設置については計画的に推進する。	教育指導課
(5)小中一貫教育の推進	①これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育9年間の一貫性・継続性のある学習指導、生徒指導を推進する。	中学校区ごとに小中連携を推進する会議を設置するとともに、各学校に小中連携担当者を配置し、中学校区が連携した教育を推進した。 義務教育学校の設置に向けた取組について検討を行った。	○ (達成) 各学校において小中一貫教育を推進するための校務分掌を工夫し、連携会議や授業研究会を開催する等、学校間の相互理解と連携を図ることができた。 全中学校区でのコミュニティ・スクールの導入を見通し、中学校区のめざす子ども像を実現するためのグランドデザイン（基本方針）の見直しを行った。 庁内職員で構成する高槻市学校教育審議会運営推進委員会を設置し、義務教育学校の設置に向けた協議を行った。また、外部委員で組織される高槻市学校教育審議会を設置し、本市の義務教育学校設置の在り方について、調査及び審議を行った。	無	校長のリーダーシップのもと、義務教育9年間の一貫性、継続性のある学習指導・生徒指導を推進する。 義務教育9年間の一貫性・継続性のある教育活動を通じて、児童生徒の学力向上や豊かな人間性の育成を目指すため、学校教育審議会での審議を踏まえ、義務教育学校について検討を進める。	教育指導課・教育政策課
(5)小中一貫教育の推進	②幼児教育等の連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の質の向上を図る。	各学校に対し、異校種の学校と子どもの様子を交流するなど連携を積極的に行い、教育課程の編成や児童生徒理解に活かすように指導した。 小学校入学直後の生活を円滑にするために幼児期の教育と小学校の教育をつなぐ「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」を共有し発達の流れの理解に努めた。	○ (達成) 全ての小学校で幼稚園・保育所・認定こども園と、体験入学や入学に係る連絡会、連携会議、合同研修などを実施したり、全ての中学校で高等学校と、体験入学や進路に係る連絡会などを実施したりすることで、「縦の接続」を強めることができた。	無	隣接校種との連携を中心に、異校種との連携を進め、校種間の段差を低くするとともに、子どもの深い理解に基づいた教育活動を実施するよう指導していく。 「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の共有と幼児期から学童期への発達や学びのつながりを理解し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努める。	教育指導課・保育幼稚園総務課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(6)「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	①学校運営協議会を設置した中学校区の実践や研究成果を共有するとともに、令和7年度を目途に全ての中学校区でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を目指し、家庭・地域が学校教育に参画し、協働して子ども達の社会を生き抜く力を育成する「地域とともにある学校づくり」を推進する。	コミュニティ・スクール導入に係るモデル中学校区を指定し、学校運営協議会設置に向けた連絡会の開催や研修、中学校区の経営ビジョンや教育目標等の策定に向けた検討、学校運営協議会の運営など、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を推進した。	○ (達成)	令和6年度は、第3期モデル中学校区である4中学校区(第三中学校区、柳川中学校区、五領中学校、冠中学校区)に学校運営協議会を設置し、各中学校区3回の会議を通して、学校の教育活動を地域と共有した。 学校運営協議会未設置の9中学校区については、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を行った。また、分散進学校区におけるコミュニティ・スクールの設置モデルを構築し、研究を進めることができた。	無	令和7年度に、全中学校区に設置のコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が、学校・保護者・地域が連携・協力した教育の推進につながるよう支援を行う。また、これまでのモデル事業の資料を閲覧し、各中学校区が活用することができるように整備を行う。	教育指導課
(7)幼児教育等の充実	①一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育む。	幼児理解を深め、環境を通して子どもの発達課題に応じた援助・支援を進める保育内容の充実を図った。	○ (達成)	個々の幼児の発達課題を公開保育や各種会議を通して加配教諭を含めたすべての職員間で共通理解し、一人一人に応じた丁寧な支援・援助につなげることができた。さらに、幼児が友達と一緒に遊びを進め、さらに自分から環境に関わり豊かな体験ができるよう、日々を振り返りながら環境の再構成や援助の工夫等、インクルーシブな保育内容の充実に努めた。	【26】	公開保育や事例研究などの園内研修を通して、子ども一人一人を多方面から捉え、姿・育ちや課題を共有し、遊びや身近な環境、豊かな体験を通して子どもの自発性や主体性等を育むよう努める。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	②教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努める。	園内研修において計画的に教育活動を実践し振り返り、評価・改善を行った。	○ (達成)	カリキュラムを基に日々の記録を活かした週案会議を行い園内研修などを通して保育を振り返るとともに、指導の過程についての反省や評価を進めることで指導計画の改善に努めた。	【27】	指導計画の改善を通して環境の再構築や保育の充実に努め、幼児理解を深めるとともに教育内容の向上を図る。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	③教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図る。	経験年数に応じた研修に参加し、教員の資質向上に努めた。	○ (達成)	個々の経験や課題に応じた研修を受講し保育に生かしたり、お互いに園内研修でアドバイスしあったりすることで保育力向上につながった。新規採用者は幼児教育アドバイザーと研修を重ねることで各個人の資質向上につなげることができた。	【28】	職員一人一人が子どもの人権に対する確かな感覚を養い、認識を深め、幼児教育・保育に対する基礎的理解を深めるとともに、力量を高めるための実践的な研修に取り組む。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	④異年齢児学級保育の中で自尊心・自己有用感等、豊かな心を育む。	各学年の発達過程、姿や実態を踏まえた中で、遊びや生活、環境を通して子ども同士がかかわり、自他の違いを認識し、心が動かされる実体験を大切にしながら保育を行った。	○ (達成)	異年齢で生活したり遊んだりする中で、子ども同士が他者への思いを深め、5歳児が3、4歳児なりの遊びを認め励ましたり、3歳児が4、5歳児に憧れの気持ちをもったりするなど、温かく応答的な関わりが多く見られ、子どもたちの遊びがより発展した。 教諭が、それぞれの学年や発達過程による興味関心に応じた関わりを意識するとともに、教諭間で子どもへの関わりや姿を会議等において共有することで、子どもたちのより豊かな遊びにつなげていくことができた。	無	異年齢でのかかわりの中で、他者へのいたわりや思いやり、憧れの気持ちや態度、新たな活動への期待、挑戦意欲などの心の育ち、人と関わる力の育成などを目指し、自尊心や自己有用感を高める保育につなげる。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	⑤年齢別活動等にも取り組み、学年の育ちの保障に努める。	学年活動の時間を設け、各学年の発達過程を踏まえて学年に応じた生活や遊びに取り組んだ。	○ (達成)	学年活動の時間に、同年代の子どもがある程度の集団で一緒に活動する中で、気持ちを伝え合い、時には協力するなど、相互に影響し合う機会をもった。特に就学前である5歳児には、意識して十分に自己を発揮できる場となるような計画を立てた。	無	計画的に学年別活動の時間を設け、同年齢の集団で刺激し合いながら活動に取り組むなどの多様な体験を重ねる中で、他者と協力したり支え合ったりして遊ぶ楽しさを体験しながら、ともに育つ保育に努める。また、近隣の園所との交流の時間をもち、多数の同年齢集団の経験も味わえるように努める。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	⑥認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	地域の小学校の教師と就学前施設の職員とが会議を通して、子どもの実態や課題について共有する事ができた。	○ (達成)	公開保育や研修を通して保・幼・認定こども園の施設の相互理解を図り、それぞれの課題などを共有することができた。また、小学校とも校区連携会議を通して中学校区内の子どもの実態や課題について話し合うことができた。	無	保・幼・認定こども園の保育内容や課題を共有した上で、相互理解の推進を図るとともに、引き続き校区連携を通して教職員同士が地域の子どもの実態や課題を話し合い相互理解の推進に努める。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	⑦保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努める。	在園児の保育参観や懇談会等で保育の可視化を図るとともに、地域に向けての子育て相談、園庭開放・3歳児クラブ等、積極的に子育て支援を行うよう努めた。	○ (達成)	保護者とは日々の送迎時や保育参観・個人懇談などを通して、子どもの成長に関心をもてるような接し方を心がけることで子育ての不安解消に努めた。地域に向けては、子育て相談時のみならず、園庭開放・3歳児クラブの実施中にも、子育てに関する悩み事等について時間をかけて話すことができ、保護者にとって良い息抜きの場となっていた。	【29】	引き続き親と子の育ちの場や地域に開く場、保護者同士の交流の機会を提供することを通じて、保護者において園や地域とともに協力しながら子育てをする意識が高まるよう努める。	保育幼稚園総務課

○重点目標2-2 家庭力の向上

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)PTAとの協働と活動支援	①PTAと協働して研修会等を実施することで、PTA活動の充実・活性化を図る。	各学校園PTAの活動の充実・活性化を図るため、高槻市PTA協議会を支援し、各学校園PTAのリーダー養成を行った。	△ (概ね達成)	高槻市PTA協議会を支援し、各学校園PTAを牽引するリーダーの養成を行い、PTA活動の充実・活性化を図った。	無	各学校園PTAの活動の充実・活性化を図るため、高槻市PTA協議会を支援する。	教育総務課
(2)PTAとの協働と活動支援	②現代の人権課題をテーマとした学習会等をPTAと協働して開催し、保護者の人権教育を推進する。	様々な人権課題に対する理解を深めるために、学校園PTAと共催して「PTA人権問題学習会」を開催した。	○ (達成)	学習会は、各学校園PTAが企画し、「発達障がい」「性教育」「自己肯定感」などの社会的課題を反映したテーマを取り上げた学習会が行われた。	【30】	各学校において、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会をPTAや保護者と協働して提供する家庭教育推進事業を実施する。	教育総務課
(2)PTAとの協働と活動支援	③保護者が子育てや家庭教育について学ぶ「家庭教育学習会」をPTAと協働して開催し、家庭教育力向上を推進する。	家庭教育力向上のために、学校園PTAと共催して「PTA家庭教育学習会」を開催した。	○ (達成)	各学校園PTAが企画し、「道路の歩き方」「親子の絆」「SNSトラブル」などの身近な課題を反映したテーマを取り上げた学習会が行われた。	【31】		
(3)福祉機関等との連携	①福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、関係各課や他機関等との連携の一層の充実を図り、適切な援助・支援を行う。	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童虐待や福祉的な支援が必要な家庭を背景に抱える児童生徒のアセスメント・プランニング、また他機関との連携につなげることができた。	無	増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。	教育指導課・ 保育幼稚園総務課

○重点目標2-3 地域力の向上

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和6年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)地域等との協働の推進	①コミュニティ・スクール導入中学校区において、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指す。	コミュニティ・スクール導入中学校区に、地域学校協働活動推進員を配置し、学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針の実現につながる支援活動が行われるよう、推進員が学校と地域をつなぐ活動を行った。 学校教育活動サポーターが、学校を支援する地域学校協働活動を行った。 学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動が行われ、学校を核とした地域づくりが推進するようモデル校区の地域住民との話し合いを重ねつつ、地域向けの研修会を実施した。	○ (達成)	コミュニティ・スクールを導入した9つの中学校区に地域学校協働活動推進員を各1名ずつ配置した。 コミュニティ・スクール導入中学校区において、学校教育活動サポーターによる学校支援活動が行われた。 地域向けの研修会を行うことで、学校運営協議会と一体的に学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の準備を進めた。	無	令和7年度以降は全中学校区においてコミュニティ・スクールを設置し、地域学校協働活動推進員の活動に対するサポートを目指す。 また、地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に、学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。	教育総務課
(1)地域等との協働の推進	②地域・家庭・学校が連携、協働する地域教育協議会のネットワークを生かし、「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を高めるとともに、円滑な地域学校協働活動を推進する。	9中学校区に設置されている地域教育協議会と各学校が連携し、学校・家庭・地域社会が協力して地域の総合的な教育力を向上させる取組を進めた。	○ (達成)	地域の諸団体で構成される地域教育協議会と各学校が連携し、地域の特性を活かしつつ、取組を行った。	無	令和7年度以降は、全中学校区へのコミュニティ・スクールの導入により、地域教育協議会事業については、発展的解消を迎え、コミュニティ・スクールの枠組みを活用した地域学校協働活動を推進する。	教育総務課
(1)地域等との協働の推進	③地域の参画を得て、子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりとして実施している放課後子ども教室については、コミュニティ・スクールの取組との連携を図る。	放課後等に、子どもたちが多様な体験や世代間交流ができる放課後子ども教室を、地域の参画を得て実施した。	△ (概ね達成)	各小学校区において、学校との連携を図りながら、地域住民等が主体となって子ども達の多様な体験や学びの場を提供することで、子ども達の生きる力が育まれるとともに、地域の教育力向上にも寄与した。	【32】	放課後等に地域の参画を得て、学習支援や多様なプログラム、スポーツ活動等、子ども達の多様な体験ができる放課後子ども教室を実施する。	教育総務課

＜資料＞ 結果及び評価の根拠となる実績等

		全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比（小学校）			
【1】 〈1〉		R3	R4	R5	R6
	国語	1.01	1.01	1.01	1.02
	算数	1.01	1.03	1.02	1.04

		全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比（中学校）			
【1】 〈2〉		R3	R4	R5	R6
	国語	1.02	1.01	1.04	1.05
	数学	1.07	1.07	1.09	1.09

		校内授業研究支援 参加延べ人数（人）			
【2】		R3	R4	R5	R6
	小学校	1,276	1,749	1,371	2,239
	中学校	838	1,023	865	1,071

		全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)			
【3】 〈1〉		R3	R4	R5	R6
	小学校(市)	68.7	71.0	75.2	83.7
	小学校(全国)	73.0	72.7	74.8	81.3
	中学校(市)	76.5	78.4	81.9	87.7
	中学校(全国)	70.2	72.1	72.6	82.2

		全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)			
【3】 〈2〉		R3	R4	R5	R6
	小学校(市)	69.6	71.5	76.7	83.8
	小学校(全国)	73.5	73.8	75.7	82.5
	中学校(市)	67.6	71.6	73.4	81.7
	中学校(全国)	69.8	71.7	71.6	80.6

		「学びup↑講座」の延べ実施回数(回)と延べ参加人数(人)			
		R3	R4	R5	R6
【4】 〈1〉	中学生 延べ実施回数	450	540	396	486
	中学生 延べ参加人数	12,566	13,907	10,526	11,024
	小学生 延べ実施回数	-	-	306	486
	小学生 延べ参加人数	-	-	4,494	9,646

		「学びup↑講座」の延べ実施回数(回)と延べ参加人数(人)	
		R5(396回)	R6(486回)
【4】 〈2〉	学年		
	中学3年生	2,797	3,088
	中学2年生	2,359	3,788
	中学1年生	5,370	4,148
	小学6年生	2,156	3,562
	小学5年生	2,338	6,084
	合計	15,020	20,670

		全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）」に対し、「1時間以上」と回答をした児童生徒の割合(%)			
		R3	R4	R5	R6
【4】 〈3〉	小学校(市)	55.3	49.1	50.5	46.0
	小学校(全国)	62.5	59.4	57.1	54.6
	中学校(市)	75.5	66.1	65.5	64.2
	中学校(全国)	75.9	69.5	65.8	64.3

【4】 〈4〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）」に対し、「2時間以上」と回答をした児童生徒の割合(%)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校(市)	26.2	21.3	22.3	19.2
	小学校(全国)	29.7	26.2	24.7	21.5
	中学校(市)	50.6	35.2	37.0	34.2
中学校(全国)	53.5	44.9	40.0	36.2	

【5】	リーディングチームによる巡回相談数(回)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校	32	29	18	15
中学校	2	3	4	3	

【6】	日本語指導支援協力者派遣回数(回)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校	380	511	672	742
中学校	419	252	344	403	

【7】 〈1〉	ICT機器を1日平均2回以上利用するクラスの割合(%)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校	81.7	78.3	92.2	95.5
中学校	82.3	91.3	95.6	99.2	

令和5年度から、小学校低学年（小1～小3）は1日平均1回以上利用に集計を見直し

		教員のICT活用指導力の状況の肯定意見の割合(%)			
		R3	R4	R5	R6
【7】 〈2〉	理解・習熟度に応じた指導力	72.3	74.1	76.7	80.8
	効果的に活用させる指導力	70.1	73.9	76.1	79.6
	自分の考えをまとめさせる指導力	71.9	71.5	74.5	78.3
	互いの考えを共有し活用させる指導力	72	72.5	72.3	74.9

		Wi-Fiがない家庭に対するモバイルルータの延べ貸出台数(台)			
		R3	R4	R5	R6
【7】 〈3〉	台数	2,632	897	766	234

令和5年9月から貸出制度の変更を実施

		全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」(R4まで)、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」(R5以降)に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)			
		R3	R4	R5	R6
【8】	小学校	49.0	49.9	74.2	83.6
	中学校	39.8	36.0	61.2	75.3

		高槻市人権教育推進協議会が主催する研究会への参加人数(人)			
		R3	R4	R5	R6
【9】		1,987	2,144	2,026	2,066

		生徒指導主事等連絡会などの実施回数(回)			
		R3	R4	R5	R6
【10】	生徒指導主事等連絡会	11	11	11	11
	小学校生徒指導担当者連絡会	6	5	5	5
	小中学校生徒指導担当者連絡会※	5	5	6	6
	補導連絡会	6	10	10	10

※令和6年度より「不登校担当者連絡会」に名称変更

【11】	中学校区の学校間で学校安全に関する連携を行った学校数		
		R5	R6
	小学校	6	6
	中学校	3	3

【12】	「たかつき安全NOTE」を学校安全の3領域全ての学習において活用した学校数			
		R4	R5	R6
	小学校	41	41	41
	中学校	18	18	18

【13】	実践的な避難訓練を実施した学校数				
		R3	R4	R5	R6
	小学校	39	39	40	41
	中学校	17	17	15	18

【14】	学校安全推進責任者が主となって校内研修を実施した学校数		
		R5	R6
	小学校	27	22
	中学校	14	15

【15】 〈1〉	学校給食における地元産米使用量 (kg)			
		R4	R5	R6
	小・中学校	251,480	242,150	236,570

【15】 〈2〉	学校給食における地元産野菜使用量 (kg)			
		R4	R5	R6
	小・中学校	9,692	8,756	7,570

【16】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点 (点)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校 (男子)	52.06	50.61	50.78	51.45
	小学校 (女子)	52.93	51.73	51.9	51.7
	中学校 (男子)	37.71	39.23	39.44	40.12
	中学校 (女子)	44.65	44.40	44.27	43.75

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における 質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、 「楽しい」と回答をした児童生徒の割合（％）					
【17】		R3	R4	R5	R6
	小学校（男子）	67.7	64.3	69.6	67.1
	小学校（女子）	50.1	51.9	54.5	51.1
	中学校（男子）	38.0	48.4	40.5	49.4
	中学校（女子）	25.9	30.9	28.5	29.9

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 1週間の総運動時間（分）					
【18】		R3	R4	R5	R6
	小学校（男子）	542.3	598.2	610.8	590.1
	小学校（女子）	348.2	348.4	300.7	323.4
	中学校（男子）	652.5	752.3	729.8	697.6
	中学校（女子）	506.5	715.3	706.4	705.3

老朽化したトイレの洋式化(工事)				
【19】 〈1〉		R4	R5	R6
	小学校	8校18箇所	9校18箇所	11校16箇所
	中学校	10校16箇所 (女子のみ)	5校9箇所	5校9箇所

老朽化したトイレの洋式化(設計)				
【19】 〈2〉		R4	R5	R6
	小学校	9校18箇所	11校16箇所	13校16箇所
	中学校	5校9箇所	5校9箇所	5校9箇所

エレベーター設置 (工事)				
【19】 〈3〉		R4	R5	R6
	小学校	2校	-	-
	中学校	-	1校	-

エレベーター設置 (設計)				
【19】 〈4〉		R4	R5	R6
	小学校	-	2校	2校
	中学校	1校	-	-

		エアコン設置（工事）			
【19】 〈5〉			R4	R5	R6
	教室空調	小学校		1校	40校
中学校			-	17校	-
体育館空調	小学校		-	3校	18校
	中学校		-	2校	9校

		校舎の改修工事（屋根・外壁等）			
【19】 〈6〉			R4	R5	R6
	小学校	屋根・外壁等		3校3棟	1校1棟
屋根			-	1校1棟	3校3棟
外壁			-	2校2棟	-
中学校	屋根・外壁等		1校1棟	-	-

		体育館の改修工事（屋根・外壁・内部等）		
【19】 〈7〉		R4	R5	R6
	小学校		3校	2校
中学校		-	-	-

		幹線通学路の一斉点検調査及び「通学路の危険箇所連絡窓口に寄せられた」要望に対する改善・調整件数（件）			
【20】		R3	R4	R5	R6
	改善・調整		381	489	302

		セーフティボランティア登録者数			
【21】 〈1〉		R3	R4	R5	R6
			1,499	1,328	1,357

		「こども見守り中」の旗掲示協力者数			
【21】 〈2〉		R3	R4	R5	R6
			6,778	6,889	6,771

【22】	教育相談件数				
		R3	R4	R5	R6
	面接教育相談	2,725	2,553	1,978	1,391
電話教育相談	224	229	298	240	

【23】	S C 配置のべ時間数 (h)			
	S C 緊急派遣のべ時間数 (h)			
		R3	R4	R5
配置時間数	4,836	6,299	4,611	6,759
緊急派遣時間数	492	193	462	129

【24】 〈1〉	教育センター主催の教職員研修参加人数 (人)				
		R3	R4	R5	R6
	基本	2,635	3,162	2,601	2,723
	専門	3,932	4,315	4,461	4,285
特別	1,546	1,449	2,850	2,886	

【24】 〈2〉	教育センター主催のオンライン/オンデマンドの教職員研修の割合 (%)				
		R3	R4	R5	R6
	小中学校	45.9	12.4	19.6	21.5

【25】 〈1〉	生活介助支援員・学習活動支援員配置校数 (校)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校	38	41	41	41
中学校	18	17	17	18	

【25】 〈2〉	医療的ケア活動支援員配置校数 (校)				
		R3	R4	R5	R6
	小学校	5	8	8	8
中学校	3	1	0	1	

【26】	教育・保育の課題について取り組む実践研修			
		R4	R5	R6
	実施回数 (回)	36	36	34
	参加人数 (人)	461	461	468
	加配教諭			
		R4	R5	R6
配置数	39	38	35	

幼稚園等が園内で行う研修（公開保育を含む）				
【27】		R4	R5	R6
	実施回数（回）		220	218

保育幼稚園総務課が主催した職員研修				
【28】		R4	R5	R6
	実施回数（回）		125	135
参加者数（人）		1,001	1,631	1,723

子育て支援事業				
【29】		R4	R5	R6
	参加者総数（人）		8,417	9,461

PTA人権問題学習会				
【30】		R4	R5	R6
	実施回数（回）		22	21
参加者数（人）		1,578	1,134	523

PTA家庭教育学習会				
【31】		R4	R5	R6
	実施校数 （校数）		30	30
参加者数 （人）		1,480	948	689

放課後子ども教室				
【32】		R4	R5	R6
	参加児童数 （人）		21,682	25,637
実施日数 （日）		722	854	829